

令和8年第2回砂川市議会定例会

令和8年6月17日（水曜日）第3号

○議事日程

開議宣告

日程第 1 一般質問

延会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

武	田	真	君	
小	黒	弘	君	
石	田	健	太	君
伊	藤	俊	喜	君

○出席議員（13名）

議	長	多	比	良	和	伸	君
議	員	是	枝	貴	裕	君	
		伊	藤	俊	喜	君	
		高	田	浩	子	君	
		中	道	博	武	君	
		沢	田	広	志	君	
		辻			勲	君	

副	議	長	小	黒	弘	君	
議	員	石	田	健	太	君	
		山	下	克	己	君	
		鈴	木	伸	之	君	
		水	島	美	喜	子	君
		武	田		真	君	

○欠席議員（0名）

○議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂	川	市	長	飯	澤	明	彦										
砂	川	市	教	育	委	員	会	教	育	長	板	垣	喬	博			
砂	川	市	監	査	委	員	中	村	一	久							
砂	川	市	選	挙	管	理	委	員	会	委	員	長	千	葉	美	由	紀
砂	川	市	農	業	委	員	会	会	長	関	尾	一	史				

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副	市	長	井	上	守
---	---	---	---	---	---

病院事業管理者	横田良一
総務部 兼 会計管理部長	三橋真樹
市民部長	伊藤修一
保健福祉部長	島山秀樹
経済部長	奥山雅喜
建設部長	野田勉
病院副事業管理者 兼 事務局長	朝日紀博
病院事務局次長	為国泰朗
病院事務局審議監	倉島久徳
総務課長	岩間賢一郎
政策調整課長	安武学

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	玉川晴久
指導参事	神島亘基

4. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	三橋真樹
-------------	------

5. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	奥山雅喜
-----------	------

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局 長	安武浩美
事務局 次長	越智朱美
事務局 係長	表祐馬
事務局 係長	佐々木健児

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 おはようございます。暑い方は上着をお脱ぎください。ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 多比良和伸君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

武田真議員。

○武田 真議員 （登壇） おはようございます。それでは、通告に基づきまして私からは大きく2点について伺います。

大きな1、総務省通知を踏まえた市職員の副業・兼業制度の柔軟化と許可基準の明確化についてであります。私は、令和4年第3回定例会において地域貢献活動等を要件とした市職員の副業解禁について一般質問を行い、先進自治体の事例を参考に調査研究に努める旨の答弁があったところです。しかし、その後4年が経過し、公務員の働き方をめぐる環境や地域社会における担い手不足の状況は大きく変化しました。特に地方では、農業・林業・福祉・地域行事の運営など多くの分野で人手不足が深刻化しており、地域を支える新たな担い手の確保が重要な課題となっています。

そのような中、令和7年6月11日に総務省から発出された営利企業への従事等に係る任免権者の許可等に関する通知では、地域課題の解決や地域活性化に資する兼業について各自治体が地域の実情に応じて柔軟に判断することが求められるとともに、職員が利用しやすい環境整備のため、許可基準の明確化・公表が重要であると示されました。道内でも地域産業の担い手不足への対応や地域貢献活動の促進を目的として、一定の条件の下で職員の副業・兼業を認める自治体が増えています。職員が勤務時間外に地域の現場で活動し、市民と同じ視点で課題に向き合う経験は、職員自身の成長につながるだけでなく、行政サービスの質の向上にも寄与すると考えます。そこで、次により伺います。

（1）令和4年第3回定例会以降において本市ではどのような先進自治体の調査研究や情報収集を行ってきたのか。また、職員からの副業・兼業に関する相談件数、申請件数及び許可件数の推移について。

（2）本市においても地域課題の解決等に資する兼業を対象とした許可基準を策定し、公表する考えはないか。

大きな2点目として、持続可能なITセキュリティ体制の構築についてであります。近年サイバー攻撃は高度化・巧妙化し、地方自治体もその対象となっています。また、国においては、サプライチェーンリスク対策や政府機関・自治体における安全なIT機器調達

の在り方について制度整備や基準策定が進められています。地方自治体は、住民情報を預かる立場として、総務省が示す地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインやIPA、独立行政法人情報処理推進機構が示す要件リスト等、最新のセキュリティ動向を踏まえた調達・運用を行う責務があります。本市においても税・戸籍・マイナンバー等の重要情報を取り扱っており、IT機器の安全性確保は極めて重要です。一方で、機器内部の安全性や供給網の信頼性などを一自治体で判断することには限界もあります。そのため、総務省のガイドラインやIPAが示す要件リスト等を活用しながら安全性を継続的に担保できる仕組みを構築することが重要と考えます。そこで、次により伺います。

(1) 総務省は、地方自治体のパソコン等のIT機器の調達について安全性が確認された製品の使用を求める方向性を示しており、国認定品に限定する制度も検討されています。本市は、その動向を把握しているのか。また、把握していたのであれば調達仕様書にどのように反映していたのか。

(2) そもそも本市がパソコン等のIT機器を調達する際には、現状においても価格や性能のみならず、総務省のガイドラインやIPAが示す安全基準認証制度、サプライチェーンリスク等も踏まえた調達要件が必要と考えるが、現状はどのように対応しているのか。

(3) 現在稼働しているパソコン等のIT機器の技術的セキュリティ対策について、アクセス制御・不正プログラム対策・不正アクセス対策等の具体的対策はどのように講じているのか。

(4) 総務省のガイドライン等の制度整備が進む中で、持続可能なITセキュリティ体制を今後どのように構築していく考えなのか。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 (登壇) 初めに、大きな1、総務省通知を踏まえた市職員の副業・兼業制度の柔軟化と許可基準の明確化についてご答弁申し上げます。

(1) 令和4年第3回定例会以降においてどのような先進自治体の調査研究や情報収集を行ってきたのか、また職員からの副業・兼業に関する相談件数、申請件数及び許可件数の推移についてであります。本市におきましては多様化する地域課題や社会環境の変化を見据え、先進自治体における職員の副業・兼業に関する事例として、地域貢献、社会貢献型の兼業事例、民間企業等での副業によるスキルアップを目的とした事例、職員が個人の資格や特技を生かす事例など多岐にわたる事例の調査研究、情報収集を継続して行ってまいりました。その結果も踏まえ、さらに職員からの相談、要望もあったことから、昨年4月1日に職員の知識や経験を地域のスポーツ、文化活動の指導に生かすことを目的とした部活動の地域展開に伴う活動及び地域貢献活動の許可基準を新たに策定し、職員周知を図った上で、要件を満たした場合の職員の副業・兼業について許可することとしたところ

であります。

次に、職員からの副業・兼業に関する相談、申請許可件数の推移についてであります。直近5年間の申請、許可件数について申し上げますと、令和4年度、延べ126件、令和5年度、延べ244件、令和6年度、延べ148件、令和7年度、延べ258件、令和8年度、本日現在、延べ14件となっており、これらは土地開発公社や観光協会、選挙事務等への従事に係る申請許可がほとんどであります。今ほど申しあげました部活動の地域展開に伴う活動及び地域貢献活動の許可基準に基づく申請許可がこのうち令和7年度3件、令和8年度2件となっております。なお、この間の職員からの副業・兼業に関する相談につきましては、部活動の地域展開に伴う活動に関するものが数件あったのみであります。

(2) 地域課題の解決等に資する兼業を対象とした許可基準を策定し、公表する考えはないかについてであります。本市におきましては先ほど申し上げたとおり昨年4月に部活動の地域展開に伴う活動及び地域貢献活動の許可基準を策定したことで、まずは部活動の地域展開やそれに類する地域貢献活動を対象とした許可の枠組みを明確化したところであります。一方で、国におきましては総務省から昨年6月に営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する留意事項についての通知が発出され、地方公務員の兼業・副業の許可について柔軟な運用の方向について示されたほか、本年4月からは人事院において国家公務員の自営兼業制度が見直され、個人の特技や趣味を生かした兼業の承認範囲が拡大されるなど、公務員の働き方をめぐる国の動向も新たな局面を迎えております。

本市といたしましては、まずは昨年4月に策定した新基準の運用状況や課題、本務への影響などを今後しっかりと検証していくことが必要であると考えており、その上で地域課題解決等に資する兼業を対象とした許可基準の策定、公表につきましては国の動向や他自治体の取組状況を注視し、職務専念義務や品位保持、職務の公正確保等の大前提を踏まえつつ、その必要性について引き続き検討してまいりたいと考えております。

続いて、大きな2、持続可能なITセキュリティ体制の構築についてご答弁を申し上げます。

初めに、(1) 総務省が示した方向性について動向を把握しているか、また把握していたのであれば調達仕様書にどのように反映したのかについてであります。総務省が示す地方自治体のパソコン等IT機器調達における安全性確保の方向性につきましては、4月にその旨の報道があったところであり、6月に総務省令を改正し、来年夏の運用開始を目指していることについて本市で把握しているところであります。国においては、サプライチェーンリスク対策や政府機関、自治体における安全なIT機器調達の在り方について制度整備と基準策定が進められており、国認定品に限定する制度についても検討が進められております。本市の調達仕様書につきましては、国の方向性が具体化する以前の段階であることから、まだ反映はしていませんが、今後国が示す安全性確認製品使用の方向性や認定品制度が具体化いたしましたら、調達仕様書への反映について検討を進めてまいりたい

いと考えております。

次に、（２）パソコン等のＩＴ機器を調達する際には総務省のガイドライン等を踏まえた調達要件が必要と考えるが、現状はどのように対応しているのかについてであります。本市では毎年総務省が示す地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインが改定された都度、砂川市情報セキュリティポリシーの見直しを行っているところであり、パソコン等のＩＴ機器の調達に際しましては、価格や性能のほか、基本的なセキュリティ機能の確認を行っているところであります。現状においては、ＩＰＡが示す安全基準、認証制度、サプライチェーンリスク等を調達要件に組み込むことはしておりませんが、今年３月の総務省のガイドライン改定では、これからは法律上の義務としてより計画的、体系的にセキュリティ対策を進める必要があるとされていることから、今後は客観的な基準に基づく評価によるリスク管理が重要であると認識しております。

次に、（３）パソコン等のＩＴ機器の技術的セキュリティ対策についてであります。本市においては、住民情報保護の観点から具体的なセキュリティ対策の詳細はこの場では申し上げられませんが、総務省のガイドラインに基づき、多層的なセキュリティ対策を実施しているところであります。アクセス制限につきましては、職員のパソコンにおけるログイン認証、重要情報を扱うパソコンについて２つの異なる要素を組み合わせる本人確認を行う２要素認証を導入しております。また、業務データへのアクセス権限を職務に応じて制限するなど、適切なアクセス管理を実施しているところであります。不正プログラム対策につきましては、複数のセキュリティソフトを導入し、定期的に最新版へのアップデートを実施することで新種のマルウェアに対応する体制を整えているところであります。不正アクセス対策につきましては、本市の庁内ネットワークは平成２８年度から国の指導に基づき、重要情報を取り扱うネットワークとインターネットの分離、いわゆる３層分離を実施しており、インターネットからの不正アクセスを防止しているところであります。本市のセキュリティ対策は、個々の機器のセキュリティのみならず、組織全体のネットワーク構成、監視・分析体制、運用管理体制を含めた総合的なセキュリティ体制として構築しているところであります。

次に、（４）総務省のガイドライン等の制度整備が進む中で持続可能なＩＴセキュリティ体制を今後どのように構築していく考えなのかについてであります。近年総務省のガイドラインは毎年改定されており、本市といたしましては国が示す最新のセキュリティ動向を継続的に注視し、本市の情報セキュリティ体制の改善に反映させてまいりたいと考えております。特に、国においては国と地方のネットワーク基盤の共用化を図るべく、従来の３層分離の考え方を改め、ネットワーク内で常に厳格なチェックを行う新たな仕組みについて自治体への導入を検討しております。この仕組みが導入されますと、セキュリティの安定確保に加え、テレワークなど職員の柔軟な働き方の実現にもつながるものと考えられ、現在は国の動向を注視しているところであります。また、持続的なＩＴセキュリティ

体制を構築していくには職員のセキュリティ意識の向上が重要であることから、セキュリティに関する研修や啓発活動を継続的に実施し、組織全体でセキュリティ文化を醸成してまいりたいと考えております。自治体は、住民の重要な情報を守る責務を負っております。今後も国の動向や他自治体の先進事例を参考にしながら、持続可能で実効性のあるITセキュリティ体制の構築に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次再質問していきたいと思うんですけども、まずこの質問、まず最初の大きな1点目の兼業・副業の関係でありますけれども、前回、4年前に私が一般質問をしたんですけれども、この4年間で非常に大きな動き、先ほども自営兼業の話が国であったというようなお話もありましたが、自営兼業については人事院から、今年4月から施行するというような話が出ております。そうした動きと他自治体の状況、そういうことも大きな変化があったのかなということで、改めて今回お伺いしたいなということで質問いたしました。

(1) から伺いますが、まず1点目としては、この4年間、前回も聞いていたんですけれども、近隣自治体における兼業・副業の状況について、最新の近隣自治体の状況についてまずお伺いしたいなと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 空知管内10都市の状況についてでございますけれども、副業・兼業を許可しているのは本市を含め8市であります。副業・兼業を許可している8市のうち、許可基準等を策定しているのは本市を含め5市であります。許可基準等を策定している5市のうち、許可基準等を公表している都市はないという状況を確認しているところでございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 恐らく前回よりかなり増えているというようなことと、当市においても許可基準をつくられた、ただし公表しているところは一都市もないというようなお話だったと思うんですけれども、現在許可基準、昨年4月に策定したということで職員には周知をされたというような答弁だったと思うんですけれども、国の通知の趣旨を踏まえると職員に対する予測可能性は周知済みということではいいとは思いますが、市民あるいは議会にとっても客観性、公平性というのがやはり担保されないと仕組みとしてはどうなのかなと思うわけなんです。国においても、それを踏まえた上で公表に当たっていただきたいというような助言、指導の通知だったとは思いますが、市民あるいは議会ともこの辺の情報共有をすべきではなかったのかなと思うんですけれども、当然私自身もこの質問をしている前提としては反対しているわけではなくて、むしろ国の方向性に沿った前向きな取組だと評価しているわけでありますから、この辺の市民等に対しての周知の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 制度を運用するに当たりまして市民の皆様にご理解を賜ったり疑義を持たれないようにするということが、おっしゃるとおり透明性を確保する観点からの基準の公表の必要性については私どもも認識をしているところでございます。ただ、現在許可をしておりますのは部活動の地域展開に伴うものでございまして、スポーツ活動をされている団体から職員に対して、子供たちに対する指導に職員の協力を受けられないだろうか、そういったニーズがあった。そのニーズに応えたいという職員のニーズもあったということから、私どもとしては基準を策定したというところでございまして、この点については職員が兼業することについて市民の皆様から誤解を受けるようなことは無いであろうという判断をまず1点させていただいたということ。

それと、近隣自治体の調査もさせていただいております。電話などでその詳細について伺う場面も当然あったわけなんですけれども、近隣、また全国的に見られるのは1次産業の人手不足に伴う職員の兼業で、その部分を職員が担っていくというような事例がありました。その事例を見る中で直接伺ったのは、どんな作業をしているかというキュウリの選果場だったわけなんです。それで、所管している部署から職員に声がけも行っているというような事例も直接お話を伺ったところであります。どこかは言えないんですけれども、あったということでございます。

先ほど述べられていた国の通知の中においても記載があるんですけれども、兼業に当たって職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないことというような基本的な原則の部分のほかに、動員的なものであってはならない、そこに留意をすべきであるという留意に関して通知の中で触れられていることもあります。国は、恐らくそういった自治体の事例も知っていて、そういった通知が発出されたのではないのかなと思います。ちょっと長くなって申し訳ないんですけれども、例えばキュウリの選果ではなくて、施設園芸栽培をやっている農家さんが暑熱対策でどんなつらい思いをしているのか、人手不足の中でパートさんをかき集めなければならない状況で、集まってくださっている方はどんな方なのか、どんな工夫をしているのかということを見たいんだということで、職員の自発的な意思があって兼業の相談があれば当然許可もしますし、新たな基準をつくって公表してこうという考えはあるんですけれども、現状においてはそういった逆に市民の皆様から期待を受けるがために違った形で職員への兼業の要請というものがあっては職員が逆に萎縮をしてしまったり、そういった部分の兼業について本務への影響というのが出てきますし、私ども人事当局としてはワーク・ライフ・バランスということも当然職員に求めているわけでございますので、この点については今後も先進事例を調査しながら慎重に判断をしていきたいという考えでございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 当然私も総務省の通知を見て、動員という言葉は私も実は気になってい

て、他自治体で恐らく似たような事例があったのかなという、あえてそれが付け加えられた理由なのかなと、私自身もそのように読みました。恐らく地方の小さな自治体では、空気感といいますか、そういう形で望まないような形のものがもしかしたらあったのかなという想像もできる場所でもあります。それは当然あってはならないことだと思いますし、各自治体それぞれのスピード感というか、地域の状況も違うわけですから、一律にということには当然ならないのかなと私も思っております。ただ、せっかく基準をつくったということであれば、ぜひとも委員会等で明らかにしていただいて、どういった基準、今答えられる範囲でいいと思うんですけども、私も手元に実は恵庭市の副業・兼業の基準等、他自治体の事例も持っているんですけども、そういったものと比較してどうなのかということもお話をぜひ聞きたいなという部分もあるわけですから、この辺は当市も恐らくは他自治体の事例を参考にしながら基準をつくったなと思うんですけども、今答えられる範囲で他自治体と比較してこの辺の特徴があるとか、この辺をもう少し具体的な現在の許可基準の内容についてご説明いただきたいなと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 恵庭市さんで委員会報告されたときの資料をホームページに掲載をされているということで、私も拝見をいたしました。大きく内容が他市の自治体と比べて何か特色のある部分があるかといえば、ございません。全国的な事例を参考にしながら整備をさせていただいた基準でございます。部活動の地域展開に伴う活動及び地域貢献活動というタイトルにしております。要請があったのは部活動の地域展開に伴う職員からの要望があったということ踏まえて、その基準のタイトルに持ってきたわけなんですけど、対象となる活動の中には公益性が高く継続的に行う活動であって報酬を伴うものという表現にしております、広く地域活動についても今後適用できる余地を残した記述にしているということ。そして、その許可基準でありますけれども、これは国の通知なども参考にしながら、兼業時間については週8時間以下、1か月30時間以下、勤務時間が振られた日においては1日3時間以下とすると、あとは大原則の部分になりますけれども、信用失墜行為のおそれのないこと、利害関係が生じるおそれがないこと、職務の公平性の確保を損なうおそれがないこと、報酬については地域貢献活動として許容できる範囲であること、市内外の地域の発展、活性化に寄与する活動であることということで明記をしているというところでございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 お話をお伺いしている限りは他自治体の基準とは大まかにずれてはいないのかなと思うんですけども、一方では当市独自の部分ということでスポーツ指導にある意味特化した部分もあるのかなと見受けられました。私自身は今回の基準の明確化は前向きに受け止めていますし、当市の独自の課題の一つということで今回なったのかなと理解しております。一方では、当市においても様々な地域課題があって、恐らくこれは一つ

のきっかけなのかなと理解いたしました。今後、先ほども国の動向等を私もお話をしましたし、答弁でもありましたけれども、こうした動きというのを受け身で見守るということではなく、地域の課題の解決、あるいは人材育成の観点からというのも先ほどの答弁でもあったと思うんですけれども、本市にとってふさわしい兼業の在り方について今回の事例をきっかけにより私は前向きに検討を進めていただきたいと思うんですけれども、この辺、当然ですけれども、当市の独自の課題、あるいは当市のスピード感もあるとは思いますが、当然他の分野についても今後の動向を見ながら、兼業の現状の許可基準に加えられるのか新たになるのかは考え方はあるとは思いますが、変化に応じて許可基準の内容についても、先ほど見直すというお話もありましたが、場合によっては農業であったり、あるいはその周辺の分野の許可基準、兼業の緩和についても当然進めていくという考えでいいのかの確認をしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 職員の柔軟な働き方を後押しするというのは大変重要だと私もとしても考えておりますし、地域貢献活動に職員が出ていくことを一律に否定しているものでも当然ございません。大事にしたいのは、職員自らが働きたいと、あそこに行って経験を積みたいと、市民の皆さんの困り事に直接触れてみたいというような自発的な意思に基づいた要請について許可をし、働いてもらう、兼業してもらうというのが一番理想だと思っております。制度をせっかくつくったんだから、職員の方に使ってほしいというようなアプローチをする考えはございません。職員からの相談件数は少ないですし、許可の申請、許可件数も少ないんですけれども、まずは本業である公務員としての本務をしっかりとやりたいんだという職員の意思の表れであるとも受け止めているところであります。国家公務員でも地方公務員よりもっと柔軟に働き方の改革が行われていると承知をしております。職員もそういった活動については目に触れる機会が今後多く出てくると思います。自発的な意思に基づいて職員からの申出があれば、基準の見直しなど、また基準の公表などについても前向きに検討していきたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 最後に提案ということで申し上げたいんですけれども、私自身も北海道職員として勤務した経験もあります。採用されたのは平成6年だったと思うんですけれども、当時の公務員像というのはまさに職務専念、兼業・副業はもってのほかというような時代だったと思います。ただ、現在、私の世代、50代ですけれども、若い世代の労働観というか、仕事に対する価値観、あるいは働き方に関する考え方というのは恐らく私たちの世代とは大きく異なっているのではないかなと思います。実際本市におきましても、以前も一般質問しましたが、若手職員が民間企業あるいは地方公共団体に転職するという事例も見受けられるようになってきました。人口減少が進む中、当市も人材獲得競争の時代に入っているなというのを実感しております。そのような中、国でも自営兼業の制度を新

たにスタートさせて、中を読んでいきますと、ユーチューバーと言ったらちょっと怒られるかもしれませんが、それに近いこともできそうな雰囲気の仕事方も例示として示されているなど、やはり大きく働き方に関する考え方が変わってきているな、価値観が変わってきているなということを強く実感しております。

いずれ国の自営兼業も含めて、その変化というのは地方自治体にも及ぶことはほぼ間違いないのかなと思っております。知識、技能を生かした事業や社会貢献事業を新たに認める制度ということで進んでいくのかなと思います。繰り返しになりますけれども、答弁にもありましたけれども、地域に出て活動していろいろな経験をしたり、新たな人脈をつくるということは仕事のモチベーションにつながったり、あるいは組織自体に対する、市役所に対するエンゲージメント向上にもつながるのかなと私も思っております。そうしたことから、今回についてはスポーツ指導の部分ということで許可実績があるところではありますが、国の動向を見守るだけではなく、地域課題の解決や人材育成の観点から、ぜひ本市にふさわしい兼業の在り方について前向きな検討を進めていただきたいということを要望して、大きな1点目は終わりたいと思います。

続きまして、ITセキュリティに入りますけれども、今回この質問をした理由なんですが、先ほども答弁にありましたとおり、今年4月に報道等によれば総務省で地方自治体が使用するIT機器についてサイバーセキュリティのリスクが低いと認定した機器のみの調達を義務づけるという報道がありました。今月にも省令が改正され、自治体を使うパソコンあるいは通信機器、サーバー等についてが対象になるのではないかなというような報道だったと思います。実際中央官庁では、既に国の方針に基づき、サイバー対策の条件を満たした機器しか購入できないというような状況になっておりまして、これが自治体に規制がいよいよ来たのかなと理解しております。実際自治体を対象とするサイバー攻撃も増加しているという情報もありますし、個人情報漏えい等の被害が今後見込まれるのであれば、やはりその辺は強化しなければならないのかなということから今回質問をさせていただいております。

そこで、順次（１）、（２）、（３）と聞いていきたいんですけれども、（１）、（２）は相互に関連していますので、まとめて確認していきたいなと思うんですけれども、先ほどの点ではセキュリティポリシーが毎年変わっているということで、基本的には国の動向を見ながら対応していくことなのかなと理解いたしました。調達仕様書の関係、細かいなとは思ったんですけれども、先ほどの答弁では今後国の動向を見ながら対応していくのかなと、具体化した段階で検討するという答弁だったと思います。ただ、実際私が大まかに調べたところ、国からこのような通知等がある前に既にパソコン等のIT機器については自治体独自の考え方によって、例えばサプライチェーンリスクに配慮した商品であることにする、あるいはこれはちょっと極端な事例かとは思いますが、国内メーカーに限定するというような仕様書にしている自治体も見受けられます。この辺は各自治体

の独自のセキュリティに対する考え方でやってきたとは思いますが、こうした対応というのは恐らく国の動向を先取りした動向なのかなと思います。

そこで、国においては既に2018年に指針ができて、その後国においてはセキュリティリスクが低い機器を導入すると、一部外国製品が排除されているような状況も既に始まっている状況なのかなとは思いますが、答弁では今後の具体的な内容が明らかになった時点で対応していくというような答弁でしたけれども、私自身は既に数年前からこうした動向というのは出ていたわけですから、この辺はあえて仕様書等に例えばサプライチェーンリスク対策や認証制度の適合状況を盛り込まなかった理由についてどういうことだったのかなということをお伺いしたい。たしか先ほどの答弁ではサプライチェーンリスク等については盛り込んでいないと認識したんですけれども、この辺こうした他自治体の事例が既にあったところ、現状ここ数年のそうしたIT機器、パソコン等の購入機器においてあえてそういうことを盛り込まなかった理由について確認をまずしていきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 まず、仕様書に盛り込まなかった理由でございますけれども、私どもが報道に触れた以前に既に実は、中国製なんですけれども、端末を購入していたという状況でありまして、物品調達後に国の取組で今後の方針、考え方みたいなものが報道されてきたということで知ったことですので、対応ができていなかったという部分があるのは事実でございます。サプライチェーン対策ということで国でよく言われているんですけれども、端末ですとかネットワーク機器において、特定国と言っても分かりづらいので中国と言ってしまうんですけれども、中国製の部品を使っていないような端末はほぼないと、また国内の有名なメーカーであっても中国資本傘下にあたりもするということがあって、セキュリティの部分でサプライチェーンリスクというのを認識していたかと言われると、そこはあまり意識していなかったという状況にあります。契約事務におきましては、公平性、競争性、そして私どもは経済性の確保、これらが求められておりますので、特定の国の企業を一律に排除するですとか、そういった排除を前提とした入札の運用というのはこの間してきていないと。

ただ、先ほど来1回目の答弁でも申し上げたとおり、3層分離とか、システム上の対策は十分に構築をしているという認識でおりますので、そこに端末が入ってきたとしても国が想定するようなリスクは発生しないということを判断して導入をしているというところでございます。ただ、今後はそういったことは言っていられません。国で義務化すると言っております。省令が出されるということは法律の施行令が改正をされるということになりますので、こういったものに準じた形で当然仕様書の条件設定をしていくことになっていくと考えております。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 私自身も質問の趣旨を改めて述べたいと思うんですけども、過去の調達が違法であったとか不適切だったとまでは申し上げてはいないんです。ただ、サイバー攻撃、あるいはサプライチェーンリスクをめぐる環境というのは大きく変化している状況であります。本市におけるセキュリティの基本方針がありますよね、その趣旨を踏まえれば、調達段階におけるリスク評価の在り方については国の動向というよりは本市独自の砂川市情報セキュリティ基本方針もあるわけでありますから、この趣旨を踏まえて、調達段階におけるリスク評価の在り方についても今後見直しする時期に来ているのかなという問題意識からお伺いしているわけであります。今後は、導入段階においてもより一層の対策が国の省令改正という大きな流れの中で進むと認識しております。

そこで、（１）、（２）の答弁を踏まえて（３）の対策ということでお伺いしていきたいなと思います。答弁を伺っている限りは、ネットワーク上の様々な階層によってセキュリティで防御しているというようなお話だったと思います。答えられない部分も当然あるということも私も認識しております。私としては、今後導入済みの機器についてどう対応していくんだと、答弁では外部からの不正アクセス等については十分守られているなという認識を受けております。ただ、今般のサイバー攻撃等のお話を見ていくと、例えばＩＴ機器等のソフトウェア上で、先ほどもウイルス対策ソフトの導入というようなお話もありましたが、ハードウェアにそうしたいいわゆるバックドア的なものを仕掛けられた場合、ソフト上で検知できるのかといえ、なかなか難しいというような話も聞いております。要はハードウェアに、ファームウェア等に仕込まれたとすればその機器が外部との不正な通信をするというリスクというのは避けられないのかなと思います。ただ、先ほどの答弁を伺う限りは、様々な段階に応じて内部からの情報漏えいも防止できているのではないかなという想像もできております。

そこで、私が次に伺いたいのは、具体的な説明があったところなんですけれども、基本的には当市のセキュリティ基本方針に基づいてお伺いしていきたいなと思うんですが、様々な技術的対策を講じているということでありましたが、一方ではそうしたサイバー攻撃というのは日々変化しているという状況かと思います。対策を導入していることとその対策が実際に有効に機能している評価というのは、そこは私は別の問題かなと思っております。当市のセキュリティ基本方針の７番目によれば、情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するために定期的な情報セキュリティの監査及び自己点検を実施するとなっております。まさに技術的セキュリティで対応した部分についての評価の部分というのが私は重要になってくるのかなと思うんですけども、この辺は当市のセキュリティ基本方針に基づく監査や自己点検というのはどのように進めていくのか、この考え方を伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 私どもでネットワークを構築したり備品を購入する際に当たり

ましては、総務省認定のアドバイザーなどの有識者やネットワークベンダーのシステムエンジニアの方、また既に同様の製品を導入している自治体にも相談、確認をして慎重に検討を進めているところでございます。総務省認定のアドバイザーは派遣制度が国で設けられておりまして、本市においても活用させていただいております。実際に機器購入、システム購入に当たって物品調達する際などに特に相談をいたしますけれども、電話やメールなどで直接相談に応じていただけますし、年に5回程度、本市に足をお運びいただいて、サーバー室、また購入して配置されている端末ネットワークの状況などについても年に5回程度、実際に現地で確認していただいているということもあります。そういった専門技術、専門知識のある方に直接お伺いをしながら日々点検をしているというところでございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 点検の状況は、専門の技術者が来てということは分かるんですけども、ポリシー上の情報セキュリティの監査、自己点検はそのうちの一つに当たるのかなと思うんですけども、私自身の監査のイメージがあるものですから、もうちょっと本格的な第三者機関等の監査等なのかなと想像したんですけども、それとはちょっと違うという、セキュリティポリシーの監査の通常のイメージとは違うというイメージでよろしいのか、その確認だけしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 監査といいますか、点検といいますか、自己点検も含めてになりますけれども、そういった部分で認められていない使い方がされていないか、不正なログがないとか、そういった点検を内部または専門家のそういったアドバイザーの方にお越しいただいた中で点検をしている、検証しているという監査でございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 分かりました。そうすると、そうした外部の専門家から様々なご意見等が寄せられるのかなとは思いますが、これを踏まえた改善措置というのはどのように進めているのか、その手順といいますか、年に何回来て、そういう指導があって、こういう改善をしていくという、この辺の実際の実務の状況についてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 明確化されているそのスキームということになりますと、実際はなかなか明確にお答えできるような状況にはないのが状況です。ただ、こういった部分で、1回目の答弁でも若干触れさせていただいたんですけども、3層分離を行ってネットワークをインターネット上から物理的に分離をしている中で機器を購入し、システムを運用しているというお話をさせていただきましたが、国では3層分離ではない違う方法を今検討しているというところでございます。アタックサーフェスマネジメント、頭文字を取

ってASMということで、こちらではIT機器とかIT資産についてサイバー攻撃の視点で継続的に監視、発見をしていくプロセスです。国では既に構築をされておりまして、国は地方版のASMというものを国で一括構築をして地方に導入をさせるということを検討していると言われております。これが導入をされてきますと日々の監視体制が構築されるということになりますので、こういった状況も踏まえて今後の監視体制については整備、検討していきたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 最後の質問になるんですけれども、やはり基本的には当市のセキュリティ基本方針に基づいて進めていくのかなと思うんですけれども、当市のセキュリティ基本方針からも情報セキュリティに関する状況というのは日々変化していると、それに対応した上でセキュリティポリシーを常に見直していくというようなことも記載されております。繰り返しになりますけれども、近年サイバー攻撃等が高度化していること、サプライチェーンリスクも新たに対応しなければならないという時代にはなっております。私は、単にそうしたソフトウェア上の国の指針に基づいて、先ほども新たな仕組みということでありましたが、安全性を継続的に確認し続ける仕組みというのはやはり重要なのかなと。その一環として先ほどの新たな仕組みというような話だったかなと思うんですけれども、私が最後に伺いたいのは、本市が保有する住民情報等の大事な情報をいかに守る、どうにか守るために国のガイドライン等の整備も当然踏まえますけれども、ただ本市独自として持続可能な情報セキュリティ体制をどのように構築していくのかというのはやはり重要な課題なのかなと思います。先ほども述べましたが、既に国から指針が出る前、省令改正を待つ前に既に各自治体によってはしっかりサプライチェーン対策を盛り込んだ仕様書等を独自に作っているというような自治体もあったわけでありまして。国から言われるまでもなく、できることは自分たちでやっていくんだということも私は重要なのかなと思うんですけれども、この辺は当然国の動向には従いつつも、本市独自の体制でどのように今後対応していく考えなのか、基本的な当市のITセキュリティに対する認識を最後にお伺いして終わりたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 国で購入できる機器を限定して認証品に限定をしていく、それを義務としていくというのはかなり思い切った、踏み込んだ対策を国は取ろうとしております。昨年になりますけれども、経済安全保障ということが政府から強力に言われるようになりました。その中でよく言われていたのが、国内のデータをしっかりと守っていくんだと、データの安全性を確保していくのだということが言われています。現在は、システムも共通化、標準化していくという取組が進められている中でネットワークはどんどん、どんどん大きくなっていっています。ですので、本市が誤った認識の下でシステムを構築してしまいますとシステム全体に影響を及ぼすことになりかねない、市民の皆様にも多大な

迷惑をかけることにもなりかねないということは十分に認識をしているところでございます。

仕様書の関係についても触れられておりましたけれども、国で J C—S T A R ですか、そういった認証制度を事例として出しているものなんですけれども、それをどうやって地方公共団体が物品調達するものに当てはめていくのかということを見定めなければなりませんし、認証品だけに限定されてしまいますと物品調達が難しくなってくるのではないのか、価格が上昇していくのではないのか、国はその点について財政措置をしてくれる考えがあるのか、見極めなければならない部分はあるにせよ、仕様書の部分については言われるとおりで、今からでもできる部分はあるとも考えています。限定する条項というのはどういう文言にするべきなのか、今後の検討課題とはなっていきますけれども、市民の情報をしっかりと守っていくという考え方の下、今後セキュリティ対策についてはしっかりと対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員の一般質問は休憩後に行います。

10 分間休憩します。

休憩 午前 10 時 50 分

再開 午前 10 時 58 分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、順次一般質問を始めていきます。

私は、大きく 2 点です。まず、1 点目、公共施設の案内表示看板についてお伺いします。市内には公共施設への案内表示看板が設置されていますが、総務部が設置した表示看板についてまず伺います。

1 点目は、総務部の設置した看板の数について。

2 点目は、設置の目的と設置時期について。

3 点目は、日常の維持管理についてお伺いします。

大きな 2 点目としては、砂川学園への通学についてであります。

1 点目としては、4 月に砂川学園が開校しました。登下校時の通学手段としては徒歩、スクールバス、自転車ですが、以下について伺います。

①として、徒歩、スクールバス、自転車の利用人数について。

②として、徒歩の場合における保護者の車での送迎状況について。

③として、これまでは中学生のみが自転車通学でありましたが、5、6 年生も自転車通学ができるようになった経緯についてを伺います。

最後に、(2)として通学路についてです。砂川学園には通学路安全マップはありますが、今後児童生徒の安心、安全のため、スクールバス停留所への通学路を含め、通学路の再検証と通学路の指定をするべきと考えますが、お伺いをいたします。

以上です。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 （登壇） 私からは大きな１、公共施設の案内表示看板についてご答弁申し上げます。

初めに、（１）総務部の設置した看板の数についてであります。市が設置している看板は多種多様で、また市道以外にも国道や道道に許可を受けて設置しているもの、市有地や民有地に設置しているものなど多数あり、正確な数は把握しておりませんが、市道の占用許可を受けて設置している看板に限定いたしますと５５基あり、うち総務部が設置した案内表示看板は３基であります。

続いて、（２）設置の目的と設置時期についてであります。目的としましては公共施設までのスムーズな誘導であり、総務部所管の３基の設置時期については平成元年９月であります。

続いて、（３）日常の維持管理についてであります。毎年度土木課で行っている道路施設等パトロールにより、看板の落下や支柱の倒壊の危険性等について目視により確認を行っているところであります。本年度においては、４月下旬に市民から案内表示看板に現状と合わない表示があるとの連絡を受けたことから、土木課において４月末から５月にかけて無許可の占用物件の有無も含めた調査を実施し、うち公共施設の案内表示看板については６月１日に関係する６つの部署による庁内会議を開催し、撤去または修繕が必要な看板については土木課において一括処理することを確認したところであります。なお、総務部所管の３基については、１基については現状と表示が合っていないことから庁内会議後に撤去し、残りの２基については支柱のさびが目立つことから再塗装を実施することとしたところであります。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 （登壇） それでは、私から大きな２、砂川学園への通学についてのうち（１）登下校時の通学手段についてご答弁申し上げます。

初めに、①徒歩、スクールバス、自転車の利用人数についてであります。本年４月の開校以降児童生徒の登下校につきましては安全な通学環境の確保を最優先として対応してきているところでございます。登下校は基本徒歩、スクールバス、自転車の方法があり、現在の通学状況につきましては全児童生徒約７８０人のうち、徒歩による通学者は約３８０人、スクールバスを利用した通学者は約２５０人、自転車通学者は約１５０人となっております。

次に、②徒歩の場合における保護者の車での送迎状況についてであります。徒歩で通学する児童生徒のうち、保護者等の車で砂川学園へ登校している児童生徒は特に雨の日などに増える傾向にありますが、現在は送迎車が１００台程度、児童生徒が１２０人程度と把握しております。送迎車は、敷地北西側の駐車場を利用することとし、北側の校門を左

折して入場し、登校時は駐車場で児童生徒を降ろした後、西側の出口から学園通りへ左折で退場するように通行しております。また、4月の開校当初は登校時に送迎車が児童生徒を降ろす際、敷地の奥まで行かずに停車する車により後続車が詰まってしまい、敷地外の道道芦別砂川線にも待機の列ができる状況が見られましたので、繰り返し保護者へ周知するとともに、砂川学園の職員による送迎車の誘導や停車位置及び左折を促す看板の設置をしたところであります。現在では自転車通学の開始など送迎車が減少したこともあり、送迎車の詰まりや待機列は相当程度解消している状況にあります。

次に、③5、6年生も自転車通学ができるようになった経緯についてであります。砂川学園の開校に伴い、スクールバスの運行を含めた通学方法全般について学校の立地条件、通学距離、交通安全上の課題、児童生徒の教育段階などを総合的に勘案し、砂川市立小中学校統合準備委員会や砂川市小中一貫教育推進委員会の指導活動ワーキンググループで協議を重ねてきたところであります。これらの委員会では、遠距離通学となる児童生徒に対しましては引き続きスクールバスによる通学支援を行うこと、乗車対象者については砂川学園の教育段階に応じた基準であるファーストステージの1年生から4年生までが2キロメートル以上、セカンドステージの5年生から7年生及びサードステージの8年生及び9年生までが3キロメートル以上の児童生徒を対象としたところであります。一方、自転車通学については、これまでセカンドステージである7年生及びサードステージの8年生及び9年生のみが認められていたところですが、児童の発達段階における自転車運転能力や交通安全教育の充実を踏まえながら、スクールバスの対象者基準と自転車通学の許可基準の整合性を考慮し、新たに5、6年生につきましても自転車通学を認めたところであります。具体的には、5、6年生のうち、自宅から学校までの距離が2キロメートル以上3キロメートル未満の児童についてはスクールバスの乗車対象外となる一方、これまでは自転車通学も認められていなかったため、通学手段が徒歩に限定されてしまう状況にあり、このような児童の通学の利便性を確保し、かつ通学手段に関する基準の整合性を図る観点から自転車通学を認めることとしたところであります。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 神島亘基君（登壇） それでは、私から（2）番の通学路についてご答弁申し上げます。

砂川学園は本年4月に開校いたしました。開校に先立つ昨年度、小中一貫教育推進委員会の指導活動ワーキンググループを中心として通学路安全マップの改定作業を進めてまいりました。この中で自宅からスクールバス停留所までの経路ですとか、それから徒歩や自転車での通学経路を示して、注意が必要な地点をマップの中に明記するとともに、併せて冬期間の雪が降ってからの通学安全への対応についても安全マップの中に盛り込んだところであります。この安全マップの中で通学路となる主要道路は着色して示しておりますが、児童生徒の自宅のある住宅街の細い道路については指定していないため、児童生徒は

自宅から最も近いマップ上で着色されている通学路に出て学校に向かうということになっております。

ご指摘のとおり、スクールバスの停留所までのルートを含めた通学路の再検証、新たな指定ですとか、そういったことにつきましては児童生徒の安全確保の観点から大変重要な課題であると押さえておりますので、教育委員会としましては開校後の実際の児童生徒の通学状況を把握するために、４月１４日から２４日までの土を除いた９日間、それから５月２８日、６月１１日に職員による現地調査を実施するとともに、５月８日には滝川警察署と合同で学校周辺の交通量現地調査も行っておりまして、今後も定期的に現地調査を行い、状況によっては年度の途中であっても児童生徒の実態に応じて通学路の見直しを行うことを考えているところであります。また、秋には、９月から１０月ぐらいの時期になりますけれども、砂川市通学路交通安全プログラムに基づきまして関係機関と連携を図りながら合同点検を実施し、新たに把握された危険箇所につきましては必要な対策の検討と実施に向けた協議を進め、通学路安全マップにも反映させることとしております。今後も登下校時の安全指導の徹底を図るとともに、保護者や地域の皆様の協力を得ながら児童生徒の安全を見守る体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 黒弘議員。

○黒 弘議員 またちょっと写真を提示したいと思いますので、お願いできますか。まずは看板のことなんですけれども、２枚看板があります。こちら側は、信組さんのところ、北洋銀行、いわゆる病院通りの看板です。こちら側は、昔の金松ホテルがあったところの看板です。特にこちらの看板は、今は貴重な写真になっているなと思っています。ちょうど私が一般質問の通告をしに１０日のたしか午後に同じ場所を通ったときに３枚ともなくなっていました。すばらしい早い対応だったなと思っているんですけれども、ですから今これを見に行かれたとしても何もない状況になっています。ただ、先ほど部長の答弁でもありましたけれども、このポールですよ、このポールは両方ともとてもひどくさびている状況があって、ここ以外でも同じような種類の看板はあるんですけれども、とてもとてもさびさびという感じで、よくここまではっておいたなというのが正直な感想です。

特に早い対応でよかったと思うのはこちらの看板ですけれども、図書館はそっちからも行けるんですけれども、一番は総合福祉センターあるいは商工会議所はもう既にその位置にはなくなってしまっているんで、これは早く取ってもらわなければ、何か措置をしてもらわないとまずいなというところだったんですけれども、今日の質問の前にしっかり対応していただいたので、そこはそこでよかったかなと思っています。これはいいです。

問題は、ポールも含めて、先ほどのお話でいくと平成元年あたりに設置されたというお話なんですよね。それから先、多分見直されもせず、たまたまどなたか市民の方が私のところにも、同じ方かどうか分かりませんが、同じようにお話があって、なるほどこれはちょっとひどいなと思いつつ、一般質問したほうがいいかなと思ったんです。直った

んだけれども、通告をしなくてもいいかなと思いつつも、そうじゃなくて、全体的な公共施設としての看板はとても大事なことであるので、やはり質問しなければなと思ってのことなんですけれども、今後取り外したのも含めてどうしようと思われているのか。この看板です。平成元年度に設置された。この設置の理由は分かったんですけれども、でも今もってこの設置の理由というのは同じようにあるだろう、もっと増しているかもしれない。逆を言うと、もうそろそろいいのかなという考えかもしれないので、その辺のところをまずお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 看板の必要性ということでご答弁をさせていただきます。私どもが設置している3基の看板でありますけれども、公共施設ですとか観光施設ですとか、交通の結節点などへの円滑な誘導を目的として設置をしているものでございまして、道路を利用される方の利便性の向上、または安全の確保、道に迷わずにスムーズに目的地へ向かわれるという安全性の確保といった観点から重要な役割を果たしていると思っております。また、一方では、カーナビゲーションですとか、スマートフォンに地図アプリをインストールされて目的地までの経路を確認した上で目的地へ向かわれている方も近年は多くいらっしゃると思います。ただ、通信環境の問題ですとか機器への習熟度などによってはそういったものを活用できない方もいらっしゃると思いますので、特に市外から来られる方に対してはこういった視認性の高い看板というのは今後も必要であると思っておりますので、目的をもう果たし終えたであろう看板は撤去する、今後も必要なものについては修繕をしていくということで看板は残していく考えでございします。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ナビの話は私も考えたんです。大体それで車で来る人だったら、入れれば来てはもらえるだろうな。ただ、今部長がおっしゃったとおりで、そういうことだけではないだろう。もっと言えば、私はこの看板によってまちのイメージというのを高めることもできるだろうとも思っているんですよ。それは、先ほど示したような看板、もうちょっと工夫を凝らしてやればまち全体のイメージづくりにもつながるだろうなとも思っているんです。もう一つは、国道はすごく車が今12号線を通っているわけなんですけれども、この方々に各施設の案内ということも重要だろうなとも思っています。砂川市の場合は、残念ながら国道からみんな入ったところに、例えば空知のセンター病院である市立病院だとか、新しくなった市役所庁舎だとか、みんな重要な施設等が国道沿いではなく入ったところにあるものですから、ぜひそんなイメージづくりということも思いながらも今後しっかりとやっていってほしいなと思うんです。

そこで、今回調べていくと、いろいろな部署で看板を立てたりデザインを考えるんでしょうか、そのようなちょっとばらばら感があるんですよ。私は、今後また設置をしていくという今お話があったので、できれば総務部長の下でしっかりと全体的に統一された、

先ほど言ったまちのイメージがアップできるような企画なりを考えていってほしいなと思っています。これはすごく大事なことだと思っていまして、今まさに砂川市というのは大きな施設の転換を迎えたときなんです。義務教育学校ができました。それぞれ小学校はもうなくなりました。国道のど真ん中にすないうるができました。こういうふうな大きく変わってきた砂川市なんだと思っているんです。だとすれば、このところでしっかりと全体を見渡した看板作りみたいなことは、各原課ではなくて、やはり総務部がしっかりと一本化をしつつ検討をぜひしていってほしいなと思っています。

併せて言うならば、駅なんですよ。駅を降りて真っ正面のところに大きな看板があります。どの看板かというと、まず駅から来ると、ようこそ公園都市砂川市と書いてある。その表側は、心一つに、北の島、4島です。つまり北方領土返還の願いを込めての看板なんです。私は、北方領土はとても大事だと思うんです。ただ、今砂川にとってここが一番アピールするところなのかどうなのか、これもやはりもうそろそろ考えても私はいいんではないかと思っています。ようこそ公園都市砂川が本当にいいのかどうか、今の市長が一番大事にされているのは、子育てするなら砂川なんですよ。子供のことにすごくお金も使っているし、施策もしっかりやっているんです。各市長の中でこれが変わっていても全然おかしくないとは思っていまして、ぜひこんなところも、これは総務部でないと一括的な見直しはなかなかできないと思いますので、考えていってほしいなと思います。

駅の前に看板があるんですよ。これも何の看板があるか、アメニティ・タウンすながわと書いてあるれんが造りの砂川市全体を市街地を表す、これも写真を見せればよかったなと思って話していますけれども、駅のすぐそばにある看板です。これも一度見てください。全く変わってしまっています、今の砂川のまちが。先ほども言ったとおり、小学校も全くなくなってしまったんですよ。先ほど言ったすないうるもあるのに描いていない。商工会議所も元のまま、市役所も元のまま、福祉センターもそのまま存在している。こういうことは、砂川の玄関口にある案内図ですから、駅へ降りた人はまずそこを見るだろうと思うんです。そうやって考えていくと、これもぜひ早いうちにどういう看板作りをしたらいいのかということも含めてやっていただきたいというのが併せてのことです。この辺のところを私は総務部長ならしっかりと全体を見極めながら、把握しながらやってくれるんじゃないか、そういう答弁が返ってくると思っているんですけれども、いかがでしょう、この辺のところ、お伺いします。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 今ある道路の附帯施設として目的地を誘導する意味合いでの案内看板のことについてまずお話をさせていただきますと、庁内会議を実際6つの部署で行ったというお話をさせていただきました。そのときに、やはり道路の附帯物と思われる方が多いであろうと。ですから、気になった市民の方もまずは土木課に連絡をされたと思います。そういうふうに認識している職員が多いのも事実です。ですので、目的地たる

公共施設を案内している看板については土木課、建設部で一元的に管理をしてもらうということで整理をさせていただいた、そういった理由になります。

それ以外の看板ということで、まちづくり全体のイメージということがございました。総務部が所管している3つの看板がなぜそもそも総務部であったのかという理由は判然としないんですけれども、昭和60年にアメニティ・タウン計画を策定をいたしました。昭和63年に奈井江町との境界線にアメニティ・タウンのシンボル塔というのを立てているんです。その翌年が平成元年になるので、そういったまちづくりのイメージの一環として分かりやすい看板を設置しようという動きの中で立てたものだと私は思っています。時間の経過もしています。市民の皆さん、また情報の取り方も変わってきておりますので、イメージアップのために、また来られた方を適切に分かりやすく誘導する手段が看板なのかどうかということも併せて検討していく必要はあるのかなと思いつつ質問を聞かせていただきました。

今7期総合計画を策定しておりますけれども、今後も基本計画を策定していくことになります。どのような都市像をもって施策、事業を展開していくのかということで議論していく場面が出てきますので、市外から人を呼び込むために、住んでいる人が分かりやすく生活するためにはどういった手法を考えるべきなのか、看板ではない、DXの力を借りるべきだになるかもしれません。そういった部分の検討は必要であると思っておりますけれども、看板の見直しですとか、既存の看板の見直しは今後も当然必要だとは思いますが、今後も引き続きあつた案内看板が必要なかどうかは別途議論が必要なもの、総務部が所管する部分としては基本計画の策定というタイミングで議論すべき事案のかなと考えております。

○議長 多比良和伸君 小黑弘議員。

○小黑 弘議員 うちの議会是一般質問にルールがいっぱいあるので、私も話しばいんですけれども、ただこれは本当にイメージをつくっていく上では大事なことで私は思っています。それで売りにだってできるような、看板作りによってはですよ。というようなこともあると思いますし、大至急直すべきものは直していただきたいと思いつつ、ぜひとも看板というのに少しこだわっていただいて、総務部企画何とかというのがあるじゃないですか、そこがやるのが一番いいところだと思っているんですよね。それで、あえて今回は総務部というところで絞り込んで聞かせていただきました。ぜひ今後の検討を前向きでよろしくお願いしたいと思います。

続いて、砂川学園の関係に入っていくんですけれども、砂川学園が開校になってから本当に大慌てでいろいろな、子供たちも先生方も教育委員会もだと思いつつ、なかなか忙しい中でいろいろなことに対応していかなければいけないというところがとても大変だったろうなと思いつつ。人数をお伺いして、大体そんな人数なんだというところは分かったんですけれども、徒歩と保護者の送迎の関係、私も何回か晴れた日、雨の日、

前に一般質問をした関係もあるので、気になっていて行っています。大分落ち着いてきたなという感じはします。交通指導員さんが立っていらっしゃったりしているのも姿を見かけています。ただ、これも市民の方からの指摘だったんですけれども、確認をしたいんです。送迎の関係なんですけれども、送迎車の送りの車です。今次長がお話をされたように、道道を砂川市街に向かっていきながら左折をして駐車場に入る、これが車です。でも、その左折と学校に向かってくる児童、歩道を歩いている児童がここでバッティングするわけです。車は学園に入ってくる。児童玄関はもっと先にあるから、ここを通り越して児童は歩道を歩いていかなければならない。そうすると、車がたまるのは困るから、車を優先させているようなんです。つまり児童がそこで止まっていなければならない状況があるようなんです。これはまずいだろうかと、やっぱり歩道を歩いている児童を止められては、これはまずいんじゃないですか。車優先ではない。歩道を歩いているんだから、この子供を止めてしまったら、ちょっと順序が違いますよね、交通的なルールでも。車をなるべく早く解消させたいのは分かるんですが、ここはもうちょっとしっかりとと言われました。私も本当にそうだなと思うので、この辺の考え方、まずはそこはどうでしょう、確認されているのかお伺いをしていきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 ただいまのご質問につきましては、左折する車が歩道を歩いている子供を止める要因となっているというところなんです、こちらは学校関係者が基本的に毎日立っていただいて誘導、朝7時半過ぎぐらいの時間帯からまずは人が立ってやっただいています。当然その方法としましては、時間で区切るといいですか、子供たちを歩かせて、そしてある程度時間が来たら車が行くというような感覚で今はやられているのかと思います。確かに今議員さんからご指摘受けて、そういうことも考えられるなということとはちょっと感じたところです。今後においては、当然歩道を歩く子供、子供でなくても別の一般市民の方も歩くかと思いますが、やはり歩行者優先というところは考えなければいけないというところだとは思いますが、です。今後どういった方法が効率的にできるかといいますか、正しいやり方なのかというのは十分協議した中で考えながら進めていきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 意外とあそこの道路は注目されていまして、私のところにも連絡が来るという状況です。それで、送迎の関係でいくと今はちょっと落ち着いてきていると思います。ただ、晴れている日は80数台かな、でもこの前の雨のときはやはり130台ぐらいになっているのと、それから周辺で子供を降ろしている方々もだんだん増えています。しようがないのかなと思いつつ見ているんですけれども、ただ問題はこれから駐車場の工事が始まりますよね。さらに、砂中の解体工事も始まっていくんですよ。野球場を整備するという工事もまた引き続き、ここに関しては影響というのは出てこないのかどうかお伺

いします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 工事関係につきましては、駐車場工事ですか解体工事、業者が入りますが、そちらの工事関係者の車両については周辺には置かないで離れたところで駐車場を確保することになっていますので、工事車両と子供たち、歩く方の動線で重なるようなことはないように聞いております。また、工事中の駐車場の運用の仕方なんですけれども、駐車場につきましては北側と南側、2工区に分けてまず実施します。初めは南側の工事をしますので、その間は北側で約50台程度の駐車場を確保して、その次に北側を工事する場合は完成した南側にまず駐車場が確保されます。当然今と同じように学校側に車の乗降場を造りまして、児童生徒についてはそちらで降りるようになりますし、入ってきた車も一方方向で通行することで児童生徒の歩行の邪魔にはならないように今のところ考えております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 続いてなんですけれども、送迎の関係で一番心配なのは冬ですね、これから迎える冬なんですけれども、あそこの道道は冬になったら、今は片側2車線ありますけれども、ほぼ1車線状態なんです。そうなってくると、そこに並ばれてしまったら次の車は全然行けない状態ですね。この冬をどうやって乗り切ろうとしているのか、これお伺いします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 冬の除雪の道路の確保の関係なんです、こちらについても早い段階から建設部とちょっと協議をいたしまして、北海道建設部管理事務所の滝川出張所さんに相談して、道道については早めの除雪ですとか、市道についても早めの除雪に加えて、交差点の隅切りですとか、そのような対応をしてもらえるように一応協議は進めてきておりますので、今はそうできる、できないという状況にはなっていませんが、当然今後もしいろいろ相談しながら進めていきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 道道が一番大変だろうなと思うので、そこは本当にしっかりと、せめて2車線確保できていないと、一時期であっても100何十台がそこに集中するわけですから、2車線確保といたら全部排雪してもらえないんですけれども、でもそのぐらいのことを区間によってはしてもらわなかったら対応できないと思いますので、これはぜひよろしくお願いしたいと思うんです。

5、6年生の自転車通学なんですけれども、ちょっと距離の長い、2キロ以上3キロ未満の5、6年生が自転車を許可されているということですよ。やはり危ないなと思うんです。何回か擦れ違うんです。みんなきちんとヘルメットをかぶっています。でも、やはり小学生なんです。何点か言うんですけれども、おしゃべりしながら並走して、楽しいよ

ね。そうやって自転車に乗って、ランドセルしょってヘルメットをかぶっているから、登下校のときだっけすぐ分かるんですけども、傘差し運転というのも私は目撃しています。横断歩道で基本的には降りてということなんでしょうけれども、そのまま乗って走ってしまったり、急にふと出てきてしまったり、ジャージ姿の子たちではなかなかそれは見ないんですけども、先ほど言った多分5、6年生なんですよ。自分の体よりかなり大きな自転車に乗っていたり、中には本当に子供用の自転車っぽいのに乗っていたり、私は5、6年生が自転車というのはおじいちゃん目から見ててもちょっと危ないんじゃないかなと正直思っていて、この子たちをスクールバスにさせることはできないんですか。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 自転車通学している5、6年生をスクールバスに寄せられないかということなんですけど、まずスクールバスにつきましては今実際8台走行しております、そちらの定員がぎりぎりというところもありますので、まず定員からなかなか難しいのかなというような状況もありますが、小学生の自転車通学につきましては学校で交通安全指導ですとか、そういうようなことも実際やっています。そちらで対応についても十分な交通安全指導というところはやっているのかなというような状況も見受けられますので、確かに議員さんが心配されるようにちょっと危険ではないかということもございしますが、私どもとしては通学距離を基準にやっている状況で、その辺は事故が起らないようにしっかりと対応なり指導をしていきたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 何かが起こってからではと思って私は言っています。5、6年生の2キロ以上3キロ未満の子が自転車通学を許されているのですよね。本当にスクールバスに乗れないんですか。人数的に満員になってしまって乗れないということですか。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 今のところバスにつきましては定員に近い人数が乗っている状況でありますので、そこでその範囲の子供たちを拾った場合になかなか現状では対応できないような状況にはなっております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 具体的な人数がちょっと私が今把握できていないので、本当にスクールバスに乗れるか乗れないのか分からないんですけども、やはり小学校と中学校は違うんですよ。体育祭なんかを見ても全然違うんだなと思っていて、そのところは本当に何か起らないように何とかやってください。

それで、通学路の関係なんですけれども、参事から通学路のお話はお伺いしたんですけども、5校の小学校が今1つになりました。本当に各校は長い歴史の中で、地域の見守りとか、長い間にきちんと固定した通学路というのは各校区の中で出来上がっていたと思うんです。それが今度なくなった段階で、一気に違う通学路を歩く子供たちが増えたんで

す。ですから、ここは今参事がお話しの程度ではないと私は思っていて、今何か所か写真を使いたいですけれども、まずこれです。ここは、おばあちゃんが歩いているんですけれども、南1丁目線、つまりガードに行く路線と東1線、元の中央小学校の前の道路です。ここは、すごく通行量の多い、朝なんかは特に通行量の多いところです。前にも一般質問で出てきましたけれども、ここに横断歩道があるんです。横断歩道があって、このおばあちゃんはどうしてここを歩いているかという、ここに横断歩道も何もないんですよ。でも、普通こちら側が砂川学園に行く方向ですから、こちらから来た子供たちは横断歩道を渡るんです。私が見ていると、横断歩道を渡って、すぐここを渡るんですよ。横断歩道がないんです、ここ。何でみんなここを渡るんだろう、こちらに来るのだろう。そうしたら、実はこれは前にクランクがあったところなんですけれども、この歩道はこちら側しかついていないんですよ。かんがい溝側には歩道がついていないので、歩道を歩くには横断歩道のないここを渡らなければならないという場所です。ここは危ないなと正直思っているところです。

もう一箇所、今の砂川学園で一番危険な通学路、ここです。これは、砂川学園の直前のところです。歩行者専用の信号がついている。ここです。ここは、子供たちが一気にみんな歩いてくるところでもあって、四つ角ではあるんですけれども、信号は今の青信号がついているこれしかないんです。あとは歩行者専用の信号しかないので、ここは非常に大変なところです。ぜひ教育委員会から、しっかりとここは信号機をつけて全部のところに横断歩道ができるような方向で、なるべく早い段階で、これは学園ができる前から一番危険な通学路だと分かっていたと思うので、もっと前から本当はやっていなかったらいけないところだったと思うんですけれども、ぜひとも解消してほしいなと思っているところなんですけれども、まずここら辺いかがですか。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 神島亘基君 学校の場所が1か所になったことに伴って、昨年度まで通っていた学校とは自宅のある場所によっては違う方向に向かって歩いていく。その結果、今まであまり児童生徒が通学路として利用していなかった道を通っているという事例もあるのかなと、今のお話を伺っても感じましたし、恐らくそういった実態があるということで、私も毎日とはいきませんが、時々時間のあるときに通学状況を把握するために朝の通学状況を観察したりはしているんですけれども、まだまだ把握し切れていない部分もあるのかなということを今お話を聞いて感じたところです。保護者の方々とかも含めて、そういった危険箇所等の情報があれば、それは逐一教育委員会内でも情報を共有し、なかなか改善となれば教育委員会単独で取り組むということにならない内容もあるかと思うので、関係する機関ともこれは迅速に対応しつつ、やはり児童生徒の安全確保第一ということで、年度が明けてからということではなく、年度途中であっても対応できる部分については迅速に対応する必要があるとは考えておりますし、そういった部分については学校

側ともきちんと情報を共有しながら取組を進めていきたいとは考えております。

○議長 多比良和伸君 小黑弘議員。

○小黑 弘議員 通学路に関しては、本当にたくさん危ないところがあります。先ほどスクールバスの停留所という話もしましたが、スクールバスの停留所が学校の場合はまだいいですよ。全く違うところがあるわけじゃないですか。そのときに学校へ行くより子供たちは焦るんです。スクールバスに乗り遅れたら困ると思うので、すごく焦っている子供たちが、私の実体験なんですけれども、本当に危ないところがありました。急に飛び出してくるんですよ、間に合わないからと、バスに乗り遅れたら学校へ行けなくなってしまうと。特に低学年なんかはそうなんです。これは、通学路をしっかりとこの安全マップの部分だけじゃなくともうちょっと細かい部分までも指定をしていかないと、子供たちは本当にどこを歩いていくか分からないという状況が今あります。

吉野なんかは、南から来る子たちも歩いてくる子たちがいるわけでしょう。いろいろなところから本当に子供たちが湧いてくるみたいに、子供たちがいろいろな道路からこの学園に向かっていくんですよ。中には、もちろん歩道がないところの住宅街の道路はたくさんありますから、そこもグループで楽しそうに話しながら歩いていくんです。この姿はいいんだけど、非常に危ないです。吉野の南側が何で危ないかといえば、要するに送った車がみんなそちら側に行くんですよ。学園通りを左折していくから、子供たちがたくさん歩いてくる方向に送り終わった車が行くんですよ。この人たちがまた焦っているわけでしょう、会社に早く行かなければいけないと。本当に見ていたら危ない。危ないところがたくさんあるので、ぜひとも本当に早い段階で、先生方も忙しいだろうし、教育委員会も忙しいのは分かるんですけど、ここだけはしっかりと子供たちの安心、安全、そして命を本当に守るために、危ない事件もたくさん今出てくるし、死角もいっぱいある今時点だと思いますので、ぜひともお願いしたいと思っています。ここだけ最後に質問、お答えください。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 神島亘基君 今ご指摘いただいた部分、私どももスクールバスを運行開始した直後は一緒にバスに乗って乗車指導も行った中で、やはりバスの乗降時の安全確保ということで、バスが止まって、子供が降りて、そのバスが発車する様子をあまり確認しないで道路を横断する姿があるだとか、いろいろな状況があって、それはその都度学校にも伝えて、学校を通じて指導してもらってということも4月当初は繰り返し行ってまいりました。そして、昨年度も小中一貫の指導活動のワーキンググループで、通学路が変わることに伴ってどんな注意点というものをそのマップの中にも追加していかなければならないかということを実際学校の先生方も交えて協議をしてきて、作り上げたところなんです、実際に砂川学園が開校して、子供たちが砂川学園に通い始めて、そこで初めて見えてきた今ご指摘いただいたような実態とかもありますので、これは早速学校ともこういった情報、

今日いただいた情報も含めて共有して、先ほども申し上げたように子供の安心、安全第一に考えて対応を迅速に行っていきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員の一般質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午後 0時59分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

午前中に引き続いて一般質問を続けます。

石田健太議員。

○石田健太議員（登壇） それでは、通告に基づきまして一般質問を始めさせていただきますと思います。

私からは大きく1点のみであり、令和8年度教育行政執行方針に基づく「砂川学園」の学校運営について。今年度、本市の教育行政における最大の重点施策である義務教育学校「砂川学園」が地域の大きな期待とともに開校いたしました。教育長が示された教育行政執行方針には、9年間の系統性ある小中一貫教育の充実、子供たちの主体性の育成、そして地域・保護者との連携など、すばらしい理念が掲げられています。これらの理念が日常の学校生活において最も具体的に表れるものの一つが子供たちの行動指針となる「学校の決まり」であると考えます。決まりの制定権自体は学校長（学園長）にあるものの、6つの異なる歴史や慣習を持った学校が1つになるという行政上の大転換期において教育委員会がどのように寄り添い、指導・助言を行ってきたかについては、教育行政の姿勢として極めて重要と考えます。文部科学省の「生徒指導提要」でも、校則は社会の変化や多様性、人権尊重の観点から絶えず見直すべきであり、そのプロセスに教育委員会が適切な指導・支援を行う役割があることが示されています。そこで、以下について伺います。

（1）新しい「学校の決まり」の策定経緯と発達段階への配慮について。

（2）「学校の決まり」策定に対する子供たち、保護者の参画への支援について。

（3）時代や社会環境の変化に応じた「学校の決まり」の見直しについて。

以上、1回目の質問といたします。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 神島亘基君（登壇） それでは、令和8年度教育行政執行方針に基づく砂川学園の学校運営についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）の新しい学校の決まりの策定経緯と発達段階への配慮についてですが、まず策定の経緯といたしましては、学校の決まりの策定に当たっては砂川市小中一貫教育推進委員会の指導活動ワーキンググループが中心となって検討を進めてきたところであり、ワーキンググループは旧6小中学校の教員によって構成され、令和6年度に9回、令和7年度に8回開催し、その中で砂川学園開校当初から生徒指導の基盤をつくり、

安定した児童生徒指導を推進できるよう、学校の決まりの在り方についても協議してまいりました。協議の場では、小学校と中学校の教員による校則の意義、必要性、在り方についての議論を経て、集団生活を送る上では一定のルールが必要であるという共通認識を持ち、学校は何をする場なのかという視点で学校の決まりの案を作成するとともに、協議の過程や学校の決まりの案についてはその都度小学校及び中学校に示し、意見聴取を行い、確認、修正を繰り返して令和7年度に完成をしたところであります。この完成した学校の決まりについては、砂川学園の開校に合わせて令和8年度から運用を開始し、全児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、周知に努めているところであります。

次に、発達段階への配慮といたしましては、成長の度合いが異なる前期課程と後期課程の児童生徒に適用する学校の決まりは、これまで小学校と中学校とでルールの体系が異なっていたこと、これは9年間の連続した成長を見守る上で学校種間の段差が生じる一因となっておりました。砂川学園は1年生から9年生まで発達段階の異なる児童生徒が共に生活する場であるため、9年間の連続性を重視した全校統一の学校の決まりを策定したところであります。ファーストステージでは集団生活における基本的な規範意識を育むことを主眼に置き、セカンドステージからサードステージにかけては学校の決まりを守るだけではなく、学校の決まりが策定された背景や理由、意義についても考えさせる指導へと高めてまいります。このように発達段階に応じて児童生徒が無理なくルールを習得し、互いを尊重し合える環境を醸成するとともに、今後も小中一貫教育の利点を最大限に生かし、児童生徒が安心して過ごせる学習環境の構築に力を尽くしてまいります。

続いて、(2)の学校の決まり策定に対する子供たち、保護者の参画への支援についてであります。本市では令和6年度より小中一貫教育推進委員会の指導活動ワーキンググループが中心となって学校の決まりの検討を進め、協議の経過や案につきましては学校に示すとともに学校再編課のウェブページで公開するなど、学校内外からの意見を踏まえながら慎重に作業を進めてきたところであります。令和7年度には夏に教職員説明会、秋に保護者説明会を開催し、学校の決まりの原案を示した上で意見を聴取する機会を複数回設け、これにより学校現場や児童生徒の実情に基づいた貴重なご意見をいただけたところあります。また、児童生徒につきましては、学校の決まりの策定段階での直接的な参加機会は限定的でありましたが、令和7年度当初から新しい学校の決まりの概要について周知を図ることで砂川学園開校時に戸惑いを感じることはないよう配慮したところあります。このように子供たちの学校生活と家庭での支援の両面から多角的に意見を聞く体制を整備し、新しい学校の決まりの策定を行ったところあります。

続いて、(3)時代や社会環境の変化に応じた学校の決まりの見直しについてであります。本市におきましては近年の猛暑に伴う熱中症対策や多様性への配慮など、現代の社会環境に対応した学校の決まりの見直しに取り組んでおります。熱中症対策につきましては、児童生徒の健康と安全を最優先に水、お茶、スポーツドリンクの持参を認め、小まめ

な給水を指導しております。また、持ち物の見直しにつきましても、児童生徒の負担軽減を図る観点から、前期課程では教科書や絵の具セット、鍵盤ハーモニカ等を学校のロッカーに置いていくことを認め、後期課程では生徒自身がロッカーに置いていくものを判断することとしております。今後におきましても、児童生徒の健康安全を第一に社会環境の変化に対応したより実効的な学校の決まりの見直しを進めてまいります。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。それでは、順次再質問させていただきたいと思っております。

策定経緯と発達段階への配慮について、小中一貫教育推進委員会の指導活動ワーキンググループが中心となって検討を進める中で、そのグループというのが元小中学校の教育現場にいらっしゃった先生たちが中心となっているというところで指導のプロである方たちによって構成され、そのような方たちの中で話し合われたというところで、そのような先生たちの集まりであっても、歴史ですとか慣習が異なる6つの学校のルールを1つに統合し、体格もそうですけれども、心の成長度も大きく違うという発達段階の異なる生徒が同じ校舎で過ごすことによってというもののルールの整合性ですとか段階的な適用について工夫して構築していくというのは大変だったのかなと思うんですけれども、検討する段階で先生たちが中心でというお話ではあったんですけれども、PTAなど保護者等の参画というのはあったのか伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 神島亘基君 新しい学校の決まりを策定するに当たって、限られた準備期間の中でスピード感を持って効率的に策定するために、教職員が主体となって協議を重ねて作成するという形態を取りました。そのため、検討段階におけるPTAなどの保護者の参画機会というのは設けておりませんでした。先ほども申し上げたように令和7年度の秋には保護者説明会を開催して少し早い時期に原案に対して意見を聴取するという機会を設けて、意見があった場合には反映できるような形を取ったつもりであります。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 時間も限られている中でスピード感を持って効率的に進めていくためにも、先生たちで決めて、そういったものを保護者に下ろし、保護者の意見などと併せて議論していくとするためにもそういうような形であったというところで理解しました。そのように決めていった決まりなんですけれども、統合した現在、これまで比較的自由だった小学校から学校生活の決まりがある学園へと変わったことで、児童生徒ですとか保護者の方も心の負担というか、今までなかったものがあるという部分で何か負担を感じられているような方がいらっしゃるのではないのかなと思うんですけれども、そのような状況把握というものはどのように考えているのか、また行っているのか、ありましたら伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 神島亘基君 ご指摘の点につきましては、今のところ具体的に私のところにそういった相談ですとか連絡というのは入ってはいないんですけれども、学校において学級担任の教員が中心になるかと思うんですけれども、日常的な児童生徒の観察を通じて実態把握に努めてまいりたいと考えております。そういった中で児童生徒が戸惑った様子を見せている、そのような状況が見られた場合には、個別の丁寧な説明ですとか、場合によっては励ましのような声かけですとか、そういったことを通じて、保護者の方とも連携を強化しながら9年間を見通した段階的な支援というものを進めていくことが大切かなと考えているところです。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 今ご答弁にありましたように、状況把握しながらきめ細かな見守りですとか軌道修正、支援というのを続けていただいて、義務教育学校9年間というところのグラデーションを大切にしていいただければと思います。

(1)については終わりたいと思います。

(2)の学校の決まり策定に対する子供たち、保護者参画への支援についてですが、教育行政執行方針の冒頭に子供たちが主体的に学び続け、新たな見方や考え方を獲得できる学習活動の重要性が示されているところでありまして、また第6には社会の一員としてよりよく生きることができるよう適切な教育環境の整備を進めるとあります。また、文部科学省の生徒指導提要でも、推奨されている子供たちが自ら学校のルールについて考え、見直しの議論に関わるような主体的、民主的な学びの場をつくると、そういったものを今後どのようにつくっていくお考えなのかお伺いします。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 神島亘基君 今ご指摘があった部分につきましては、学校で児童生徒、保護者に配付している学校の決まりにも記載してありまして、児童生徒の手によって見直しを図る機会を設けるということになっております。児童生徒会の生活委員会等で学校の生活の決まりに関する議論を促して、見直しをする必要がある場合には児童生徒の意見を聴取する機会というのを設けていくということになるかと思います。本市では既に、ちょっと年数がたっているかもしれませんが、スマートフォンのルールづくりという部分で児童生徒の意見を反映させたという実績がございます。今後こうした取組をさらに発展させて児童生徒会活動の充実を図りながら、児童生徒が主体的、能動的に参画できるような環境を整備していきたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 委員会等を通じてというところで生徒たちが主体的に学び続けていくような形を取っていくと。大人から与えられたルールというものを目的に守るということだけではなく、何でこのようなルールが必要なのかとか、そういったものを自分たちで考え

て、時代や環境に合わせて自分たちの手でよりよくしていくというような経験はすばらしい主権者教育なのかなというところで、まさに社会の一員としてよりよく生きるためというものの学びなのかなというのは思います。

子供たちの参画についてという部分ではそのような形で分かったんですけども、保護者の参画についてという部分なんですけれども、先ほど答弁で保護者説明会において原案を示した上で複数回にわたって意見を聴取する機会を設けたと、また実情に基づいた意見をいただけたというところだったんですけども、保護者の方はそのような場において大勢の中で意見を言いにくいという方もいらっしゃるでしょうし、また言いにくい理由も、自分の考えですとか思っているようなことというのがわがままなのかなんていうのも考えたりする方もいるでしょうし、単純に恥ずかしいから言えないなんていう自分の考え、意見を言えない方はいらっしゃるんじゃないかなというのは思うんですけども、例えばそういった方が意見しやすいように学園のホームページに意見を投稿できるようにするような対応でしたりとか、投書箱のような形で設置するですとか、何かデジタルな技術を用いる、もしくはアナログでもいいので、ある程度何か秘匿性があるというか、そのような形で意見できるほうが意見が集まるのかなんていうのも思うんですけども、また膨大に秘匿性が高いとたくさん意見が集まり過ぎてしまって、それを精査することですとかというのは学校の先生がやる、もしくは教育委員会でもとなると思うんですけども、あまりにも莫大過ぎるとそこに手がつけられないなんていうのも考えていらっしゃるのかなと思うんですけども、そういった精査、集計というのはA Iを活用するなどして項目ごとに属性ごとに分けてもらうなんていう作業もできるのかなとは思いますが、そういった形で意見を集めるという部分で保護者の参画についての考えをお伺いします。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 神島亘基君 今ご指摘がありましたとおり、なかなか説明会だとか公の場、全体場で意見を述べにくいという方も多くいるのではないかと私も認識しているところです。これは例えばという話になるんですけども、毎年学校で年2回ほど行っている学校評価アンケート、ここにいろいろなご意見を書いていただくということもあるんですが、そのアンケートを取る際に記名、無記名の選択肢を用意するですとか、あるいは今保護者アプリというものを使っていますので、その意見投稿機能を活用するだとか、そういったような多様な手段が考えられますので、この辺りは学校の意向も踏まえながら、全ての保護者の方々が自分の考えや懸念点として感じられている部分を表現しやすい環境というものを構築していきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。今あったようにアプリの活用ですとか、アンケートが名前の記入と無記名と選べるようにするですとかというような対応は必要かなと思います。今参画という言葉でお話をさせていただいていたんですけども、今現状意見の

抽出がなかなかできない。先ほどの説明会を行って説明しているなどというのもあると思うんですけども、参加しているという感覚の方が多いのかなと思うんです。参加と参画の違いというのも私も詳しく分かっていなかったので調べたんですけども、参加となると意味としては出来上がっている集まりや活動に関わっていく、実際は意見を言わずにただ場にいるだけでも成立するような形が参加であると、一方参画は計画段階においてそこに加わって積極的に関与していくというところで、役割としては責任、アイデアを持ち、物事を動かすような役割が求められるといった部分で、保護者の方の意見等々を集めて進めていくというのが参画になるのかなと思うので、そのように参加しているというような感じ方をする方よりも参画していると考えられるような、感じられるような方を増やせるように進めていただけるといいなと思います。

(2) について終わりたいと思います。

(3) の時代や社会環境の変化に応じた学校の決まりの見直しについてです。熱中症対策として、水やお茶だけでなく、スポーツドリンク、また重くかさばるようなものはロッカーに置くこともできるなど、柔軟な運用をなされているというところで安心したんですけども、現在新校となりましたが、新たに変わったもの、先ほど携帯のお話等もあったんですけども、その他何かアップデートされたようなものというものはあるのかお伺いします。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 神島亘基君 今砂川学園が開校してからちょうど2か月という現段階では、開校時に定めた学校生活の決まりに基づいて学校運営の基盤を確実に構築するということを優先しております。しかし、学校教育の質を高めていくためには、児童生徒の健康安全を第一にしながら、あるいは時代や社会環境の変化にも柔軟に対応しながら、より実効的な学校の決まりへと見直していくことは大変重要なことであると認識しております。今後学校現場での実践を通じて課題が出てきたというような場合には、教育委員会と学校が緊密に連携しながら社会環境の変化にも対応した見直しというものに取り組んでまいります。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 まだ2か月、まだまだ始まったばかりであるというところで分かってはいるんですけども、今お話にあったような見直し、今後社会の変化に合わせて決まり等々を定期的に検証、見直ししていくというところのお話だったんですけども、見直しされるような仕組みといたしますか、また推進委員会のような集まりがあって見直ししていくものなのか、その仕組みについてお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 神島亘基君 昨年度につきましては、開校前ですので、そういった特別なワーキンググループを設置してそこで検討していくという形を取っておりましたが、今年度はもう開校しておりますので、そういった見直しの具体的な作業を進めていくのは学校の

教職員が主体になっていくのかなと思うところです。先ほども答弁で申し上げたんですけれども、児童生徒の現状ですとか社会情勢の変化を踏まえて児童生徒の手で見直すというような機会も設けるということが学校生活の決まりにも記載されておりますので、今後児童生徒会ですとか学級での意見聴取、こういったものを通じて児童生徒の声を積極的に受け入れるとともに、学校評価アンケートですとか、あるいは保護者懇談会などで出されたご意見、こういったものも幅広く反映させていきたいと考えているところでございます。また、学校運営協議会、CSというものもありますので、そういった場で地域の住民の方からの意見が出されたような場合につきましても、それらを全教職員で共有して、学校生活の決まりだけではなく、学校運営の改善に向けた検討を行って反映させていきたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 学校生活の決まりだけでなく運営全体もというところで、見直ししていく際にどのように見直ししていくかという部分もちろん大事なんですけども、現状やはり大事なのかなと思うのは、先生たちもそうですし、保護者の中で改めて学校生活の決まりというものに対する意識というか、なぜあるのかですとか、制定された理由だったかというような細かなそういった共有が必要ではないのかなと考えるんですけども、例えば学校生活の決まりの中で身だしなみについてという部分があって、頭髮及び身体の加工や化粧をしたり、学習に必要なない装飾品を身につけないということも書かれております。これに対して、例えばであります、A先生、B先生といらっしゃる中で叱ってくる内容が違くと、指導する内容、注意する基準が曖昧であるなんていうことがあってはいけないのかなと。A先生はその髪の色では駄目だよと、ただB先生はそれならいいんじゃないかと、そんなようなことがあってはいけないのかなと。また、学校生活の決まりに書いていないということに対してA先生だけに指導されるなんていうことも起こってしまうと、それもまた生徒も保護者も納得できないのかなと。

実際お話を伺った中で、身だしなみについて書かれている部分で頭髮の加工、化粧等々というものはあるんですけども、長さに対する決まりというのは定まっていないところなんですけれども、それについて髪の毛が長いから切ってくるようにと指導された生徒もいらっしゃるというようなお話はお伺いしているんですけども、そういったことが起きてしまう前に意識というか、先生たちで改めて決まりというものの共有、どのようにしていくのか。明確なラインをつくっていくというようなことは難しいのかなと考えるんですけども、なぜ駄目なのかという部分の理由に関しては統一して先生も保護者も認識できるようにできるのではないのかなというふうに考えます。教職員、保護者が学校の決まりの各項目について、なぜあるのか、設定された理由ですとか背景というものを共有できれば子供たちへ伝えるということも学校の先生、保護者からスムーズに伝えていけるようになるんじゃないのかなと。執行方針の第8にも、地域に信頼される学校づくりを進

めるため、保護者連絡アプリ等を活用した情報発信、情報共有を行い、地域との連携を強化するとあることから、学校の決まりの意識というんですか、情報共有していくというのは大事だと思うんですけれども、情報共有に対する考えについて伺います。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 神島亘基君 学校生活の決まりが実効的に機能していくためには、今具体的な例も示していただいたところなんですけれども、教職員と保護者、もちろん児童生徒もそうなんです、決まりに示されている各項目の設定理由ですとか、そういった決まりが設定された背景というものを共通理解するということが極めて重要であると認識しております。

それから、実際指導するに当たっての基準に極端なばらつきがありますと、これは児童生徒がその指導に対する納得感というものがなかなか得られないということにつながっていきかねませんので、教職員、保護者、児童生徒、この3者が学校生活の決まりに対する認識を共有することが非常に大切であると考えているところです。学校現場においては、教職員間での協議を通じて指導の一貫性を確保するとともに、保護者に対しても決まりの設定理由、背景について丁寧に説明をして共通理解を図ることが大切であると考えております。このように教職員と保護者、もちろん児童生徒も含めて同じ理解の下で学校生活の決まりに向き合うことによって児童生徒への一貫性のある指導が可能になり、より高い納得感と信頼関係が構築されるのではないかと考えているところであります。今後も学校現場での創意工夫を尊重しながらも、先ほど学校の決まりの情報共有についてというお話もありましたけれども、やはり教職員と保護者の連携強化というところにも努めていく必要があると考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 共通理解を進めていくということが非常に大事なと思います。そういった中で、共通理解、情報共有、意識共有したというところで、保護者の方もそこでこの決まりとは違うんじゃないのかなんていうのを考えた方の意見が反映されること、活用するということが重要になってくるのかなと考えます。今ほどあったように言いにくい方にも配慮した形で意見を集めるとか、ホームページでQ&Aなんていうのもつくっていくようなことがあってもいいのかなと思うんですけれども、改めてになりますが、保護者からのそういった意見というものをどのように反映していくのか伺います。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 神島亘基君 保護者からの意見の反映のさせ方ということかと思うんですけれども、学校の決まりというのは学校で生活を送る児童生徒、それからそこで指導する教職員、まずはこの両者が共有して運用されるものかなと思います。その上で保護者からの意見が出てきた場合には、その内容を反映させる。全てを反映させるということにはならないかと思うんですけれども、やはりそこにもしっかりと耳を傾けて、そういった貴重な意

見を反映させながら、児童生徒の指導に反映させていくというんでしょうか、ですから具体的な反映のさせ方については先ほど幾つか例を示しましたがけれども、この辺りは学校の意向というものも踏まえた上で、どのようにして保護者ですとか、あるいは地域の方々からの意見というものを校則の見直しの際にそこに生かしていくのか、反映していくのかというところは学校ともしっかり協議しながら進めていく必要があるかなと考えているところです

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。反映させていく方法等々、今後より効果的な方法を考えていただければと思います。

今回は学校の生活の決まりという部分での質問が主にだったんですけれども、やはり保護者の方が相談しにくいような環境にあってはいけないのかなと思うんですけれども、学校に相談したけれども、なかなか取り合ってもらえないこともあるかと思います。そういった場合には、教育委員会にご相談に来られる方もいらっしゃるのかなと。ただ、そういった中で困って学校に相談しているけれども、なかなか話合いに応じてくれないですとか、それで困ったから教育委員会に行ったけれども、教育委員会でもなかなかと、じゃあもつと上に行こう、道教委だとかと動かれる方もいらっしゃるのかと思うんですけれども、そういった方が困ったときに対応してくれないところが学校であり、教育委員会であり、道教委であるというときに、結局そこだけ見てしまうとその方の味方がいないみたいな感じになって困る保護者さんもいらっしゃるのかなとは思いますが、そういった方にとって相談できるような第3の機関等があってもいいのかななんていうふうには考えるんですけれども、ちょっと話がずれてしまって申し訳ないです。

学校の決まりというところでルールというものは子供たちを縛ったり管理するためだけのものではなくて、子供たちが毎日を安心して楽しく笑顔で過ごすためのものであるとは考えております。新しく誕生した砂川学園がすばらしい施設とデジタル環境ですとかハード面だけではなく、ルールの運用といったソフト面ですとか子供の心、気持ちに寄り添うような運営面においてもこれからの時代を引っ張っていくような、リードするような優しく開かれたすばらしい学校となるよう、教育委員会の皆様において学校の現場へしっかりと伴走し、支え続けていただきたいなというところを信じておりますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 （登壇） それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

私からは今回1点のみの質問となります。公園施設におけるトイレの保守、修繕、更新についてであります。緑化都市宣言をしている本市は、都市公園整備に積極的に取り組ん

でおり、多数の公園施設がありますが、設置から年数が経過して老朽化が進んでいます。このため、砂川市では公園施設を長く使っていくために平成27年度から砂川市公園施設長寿命化計画を策定しています。近年は、公園遊具の更新については予算化されているところですが、公園トイレの更新については行われているように見受けられません。これにより、中には今の時代にそぐわない入り口の扉がなく内部が見えてしまう古いタイプのトイレも継続して利用されています。また、清掃はされていますが、故障箇所を長年放置しているトイレも見られます。そこで、市内の公園に設置しているトイレの数や設置時期、日常の清掃、管理の取組状況のほか、砂川市公園施設長寿命化計画に基づいて実際にトイレの保守、修繕は計画どおりに進んでいるのか、また今後は既存トイレを更新する考えがあるのかについて伺います。

以上、この場における1回目とします。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 野田 勉君（登壇） 私から公園施設におけるトイレの保守、修繕、更新についてご答弁申し上げます。

市内の都市公園は、街区公園16か所、近隣公園5か所、総合公園1か所、運動公園1か所、緑地2か所の合計25か所であり、トイレがある公園は22公園で、公園内に複数箇所設置されているところもありますので、仮設トイレも含め、計32か所のトイレが設置されている状況であります。設置時期につきましては、現在一番古いものは昭和43年に設置されたものでありますが、隣接する公園や利用状況から仮設トイレでの対応を進めており、そのほか昭和50年代設置のトイレは4か所、昭和60年代で1か所、平成以降で26か所の設置トイレがあります。

日常の清掃、管理は、週1回の清掃やトイレトペーパーの補充を行い、利便性を図っておりますが、隣接する福祉施設に管理をお願いし、一体的な管理を行うことで衛生面などの向上を図っている箇所もあります。

保守、修繕、更新につきましては、公園施設長寿命化計画を策定した平成27年から2期目の計画期間である現在に至るまで、使用頻度も多く、老朽度が高く、危険な公園遊具など緊急性を要するものを中心に施設の改修、修繕を順次進めてきているところであります。近年の主な公園施設の大きな改修では、令和5年にこもれびプラザトイレの外壁の改修、令和6年に北光公園艇庫裏トイレの屋根改修及び男子、女子トイレの洋式化を行ってきたところであります。

今後の既存トイレの更新計画であります。令和5年に令和6年から令和15年の10か年を計画期間とする第2期砂川市公園施設長寿命化計画を策定しており、公園施設長寿命化を基本に日常的な点検や定期的なパトロールの実施を行い、公園施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、破損や不具合などが生じた際には速やかに対応を進め、必要に応じて更新についても検討してまいります。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 それでは、ここから順次再質問を進めていきたいと思います。

1回目の答弁で、市内で32か所のトイレがあるということの答弁でした。ここから具体的にお聞きしていきたいと思いますが、市内で一番古いトイレを調べましたら、今部長からいただいた答弁とも合致するんですけども、位置的にはまちなかから今新しく建設をしているコープさっぽろのあの通りをそのまま北上しまして、北光団地に上がる手前の十字路のところに若草公園というのがあるんですけども、こちらが昭和43年で、建設から58年ということで私の年齢よりも4歳先輩というようなトイレであります。今回この質問をするに当たって、私はスタンプラリーのように砂川市内の公園のトイレをあちこち見て回りました。築58年の若草公園のトイレなんですけれども、男子便所は完全に外から丸見えでして、小便器也没有。というのも、壁のコンクリートに向かって用を足すというような非常に古いつくりとなっています。非常に懐かしいトイレなんです。そして、男女兼用のくみ取り式の和式便所が1つあるという、大きさに言いますと、トイレ全体の大きさの規模でいきますと公衆電話のボックスを4つぐらい重ねたぐらいの広さの非常に小さなつくりになっています。

そこで、まず初めに、市内全体の公園のトイレで洋式と和式のトイレの数についてお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 野田 勉君 市内のトイレの洋式化の数でございますけれども、男子の大便器と女子の便器、それと身障者、この3つでお答えしたいと思います。男子の大便器で36基中5基が洋式です。約14%。女子の便器が43基中7基が洋式で約16%、身障者は6基ありますが、もちろん6基、100%が洋式でございます。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 14%と16%ということで、非常に低い洋式化率ということが分かりました。今ほとんどのご家庭でトイレというのは洋式化になっていまして、和式に慣れていないお子さんとかも多いと思います。ましてや、屋外のくみ取り式のトイレというのは衛生面でも非常に課題があるんじゃないのかなと思います。今後公園のトイレの洋式化についてどのように進めていく考えなのかお伺いします。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 野田 勉君 今後トイレの洋式化でございますけれども、今現在改修しなければいけないものは改修していきますけれども、それは現状維持ということでやっていきますが、改修するときにその状況に応じまして、実は洋式にするとスペースを要してしましまして、また構造上そこを大規模改修しなければいけないという事情もありますので、その事情を加味しながら検討してまいりたいとは考えております。

また、先ほど出ました若草公園のトイレでございますけれども、こちらにつきましては

現在封鎖を予定しておりまして、その代わりに仮設トイレを準備したいと思っております。その仮設トイレにおきましては、やはりそのような洋式化を目指しておりますので、洋式であるものを準備したいなと思っております。このように様々な形で対応できるものは対応していくようなことで考えていきたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 若草公園、ちょっと安心しました。非常に香ばしい感じのトイレでしたので、気になっていました。今ほど公園の仮設トイレについて触れていましたけれども、恐らくこの仮設トイレについては住宅地の中にある割と小さな仮設トイレ、一時仮置きみたいな形で置かれているトイレが中心だと思うんですけども、今後も進めていくのかについてお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 野田 勉君 仮設トイレを今後も進めていくのかというご質問でございますが、先ほどにもちょっと関わってくるんですが、更新には多額の費用がかかります。構造物を造る場合です。なので、近隣の公園の状況ですとか利用の状況を検討する中で仮設トイレの場合もあり得ると考えております。現在の仮設トイレは非常にきれいで、また性能もよくて、今回準備しているものは既存のものをちょっと移動するというような形を考えておりますけれども、今後場所によっては既存の構造物よりも安価できれいな、一般的には仮設と言われますけれども、構造物に近いような利便性の高いものがありますので、状況によってはそういうものに取り替えていくということも考えながら、様々な状況に応じて検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員の再質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時59分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 仮設トイレなんですけれども、直営なのかリースなのかについてお伺いします。

また、夏場のメンテナンスというのは非常に大変な作業と想像しますが、清掃作業というのはどなたが行っているのかについても併せてお伺いします。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 野田 勉君 仮設トイレが直営なのかリースなのかということでございますが、仮設トイレにつきましては市の所有物でございます。直営でやっております。

清掃の頻度と誰が清掃しているのかでございますけれども、週1回、清掃及びトイレトペーパーの補充を行っているところです。多くの施設につきましては市の委託業者がや

っておりまして、場所によっては近隣の施設利用者がやったり、体育施設であったり、補充等をやっていただく場合もありますが、基本的には週1回、清掃及びトイレトペーパーの補充を委託業者が行っている状況でございます。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 それでは、ここから写真パネルを使って皆さんと一緒に見ていきたいと思えます。視覚的に見てもらいながら補足したほうが分かりやすいと思ひまして、今回パネル6枚を用意させていただきました。紙芝居形式でスライドさせながら見ていただきたいと思ひます。初めに、こちらは皆さんおなじみだと思ひんですけれども、総合体育館近くの日の出公園のトイレになります。こちらが外観になります。カメラのズームをお願いします。こちらが外観です。そして、内部ですけれども、私は男性なものですから、都合上男子トイレしか撮影できていないんですけれども、こちらの内部では小便器が5つ、そして大便器の個室が2つあります。これは、私が定点観測しているといひますか、2年前の9月に撮影した写真なんですけれども、この時点で小便器が2つ使えない状態です、写真にちょっと見えていませんけれども、このときで大便器が1つ使えない状態となっていました。そして、こちらは見えますでしょうか、ちょっとうつすらしているかもしひませんが、こちらは明かり窓なんですけれども、こちらはデザインではありません。大きく破損してひまして、テープで留めているといひような状況になっています。

それでは、次の写真に行きます。これが今月私が撮影した写真になります。ここのトイレ、修理されていない箇所が2つから3つに増えているといひような状態です、大便器も相変わらず利用不可となっています。そして、明かり窓もテープで留まったまといひことで補修はされていないといひような状況になっています。どうしてこのように放置している状態が続いているのかについてお伺ひしたいと思ひます。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 野田 勉君 今ほどの修繕を放置している状態はなぜかといひようなご質問かと思ひますが、修繕につきましては公園施設長寿命化計画を策定した平成27年から2期の計画期間である現在に至るまで、使用頻度も多く、老朽化が高く、危険な公園遊具など緊急性を要するものを中心に施設の改修、修繕を順次進めてきたところでありまひ。こうした背景からもトイレの修繕につきましては遅れている状況でございますが、当時野球場に隣接しているトイレが故障等により使用できない状況が著しかったため、優先して修理を進めてきたところでありまひ。

ご指摘のトイレにつきましては、今年度修理が必要だと認識しておりまして、故障箇所につきましては業者にただいま依頼中でございます。ただ、修繕が完了していない状況でありますので、続けて修理をまた業者に催促して進めてまいりたいと考えているところでございます。また、修繕をしてもすぐに故障したケース、老朽化しているからかもしひませんが、修繕してもすぐ故障したケースですとか、特に今の場所につきましてはいたずら

が物すごくひどく、直してもすぐ壊されてしまうというような状況がありまして、正常な状態を維持するための対応になかなか苦慮しているというような状況でございます。なので、必要性を考えながら順次今修繕を進めておりますし、これからも進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

〔「議長、議事進行、すみません」と呼ぶ者あり〕

○議長 多比良和伸君 はい。

○小黑 弘議員 大したことじゃないんですけど、時計がずっと止まってしまっているんです。

○議長 多比良和伸君 いつから気づいたか分かりますか。

○小黑 弘議員 画面切り替わったときか、分かりませんけれども。

○議長 多比良和伸君 分かりました。注視をお願いします。

進めます。

伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 1枚ちょっと紹介し忘れたものがあります。先ほど写真1枚をちょっと紹介し忘れました。この多目的トイレ、同じ日の出公園のトイレなんですけれども、こちら2年前からずっと使えないような状態が続いております。ぜひとも計画的に修繕を行っていただきたいと思います。

それでは次に、こちらは市営野球場前のトイレになります。こちらは築44年、向かって右、こちらが男性、こちらが女性となっています。光の反射の関係で見えないというわけじゃなくて、ここに男性と書いたプレート、ここに女性と書いたプレートがあります。ただ、経年変化で全く文字が見えないと、近くに行けばちょっとうっすらと男性トイレと書いているような状態になっています。これはコンクリートブロック造でありまして、非常に頑丈なつくりになっています。高さも非常にありまして、中へ入りましても圧迫感というのは特にはないです。上にはガラスブロックがありまして、外からの光が取り込めるような状態になっていまして、非常に明るいような感じになっています。そして、こちらが入り口になるわけなんですけれども、男女ともに、ドアといいますか、扉がありません。その代わり非常に換気は素晴らしいです。そして、目隠し用の壁が造られているような状態になっています。なぜこちらのトイレにはドアがない構造となっているのかについて伺います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 野田 勉君 今ほどのトイレにつきましては、たしか昭和56年に設置した施設でございます。公衆トイレの関係でございますけれども、ちょっと調べたところ、過去には男女別でもなく、個別のドアもなくというような、入り口のドアもなくというようなトイレが一般的でございまして、昭和47年頃から入り口のドアや目隠し、要は中が見

えないようなものが検討を進められてきて、昭和50年頃には例えばクランク構造にするですとか、目隠しの壁を造るですとか、あとまたいいところはドアがあったかもしれませんが、そのような形のものが55年頃から定着してきたと書いておりました。なので、ここは昭和56年なので、当時は恐らくこれが一般的なつくりでございますので、ドアがなくて当時は当たり前の施設であったと考えております。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 このトイレを取り上げるときに関係者にちょっと聞きましたら、近くに野球場があるから、スパイクを履いたままずかずかとトイレに入りやすいような構造になっているんじゃないかということを言っている方がいらっしゃいました。ただ、ドアがないと虫だとか動物の侵入ですとか、雨が入ったり落ち葉が紛れ込んできたりですとか、そして夜間でも自由に出入りができますので、ここはちなみに扉もドアもないんですけども、ここにシャッターがついています。冬の間はシャッターを下ろすような感じになっているんだと思います。ただ、目隠し用の壁がありますけれども、中が見えてしまうというのはやはりプライバシーの観点からも今の時代にはそぐわないんじゃないかなと思います。

トイレの内部を見たいと思います。これが最後の写真になります。こちらは小便器、大便器となっています。どちらも修理中ということではなくて、全部使えるような状態で、全て使えて清掃も行き届いているというような状態となっています。以上、ここで写真パネルを終わります。

今回の質問でのテーマというのは、大きなテーマは砂川市公園施設長寿命化計画ということであります。古くなったものを大切に長く使うということはとても大事なことでありますけれども、例えば野球場の前のトイレで言いますと、ドアがなくて中が見えてしまう。和式トイレだけと。そして、アプローチの部分も非常に細くて段差があるということで、車椅子の方も、例えばほかにはベビーカーみたいな方でもそこを上ってトイレの中に入っていくというのは非常に厳しいような設計となっております。実際2年前も質問をさせていただきましたけれども、このトイレを利用した野球場の選手が汚さから敬遠して総合体育館に向かって歩いて行って用を足すというようなことがありました。その際、野球場の利用者は体育館の利用者ではないので、トイレのみの利用はできないと言われて、とても嫌な思いをしたという話をお聞きしています。ただ、現在は改善されて、野球場利用者也総合体育館のトイレを利用できるとお伺いしています。この野球場前みたいなトイレというのはもう今の時代にそぐわないのではないのかなと思いますし、ちょっときつい言葉で言いますとそのまま放置し過ぎたんじゃないのかなと思います。ただ、構造的にはまだまだ耐久力がありますので、先ほどの長寿命化計画でいきますとこのトイレもさらに長寿命化を図っていくというような、この形のまま長寿命化を図っていくようなことになります。

そこで、既存の公園トイレの更新、建て替え、新設についてはどのような計画をされて

いるのかについてお伺いします。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 野田 勉君 今ある施設、耐久力があるものをそのまま継続していくのかというご質問かと思いますが、基本的には現在公園施設長寿命化計画を基本に修繕を行いながら必要に応じて更新についても検討してまいりたいとは考えております。先ほどの施設は、基本的には設置した時期には一般的に適切な施設であり、そういう形で整備されておりますので、できるだけ施設を修繕しながら長く使うことも大切だなとは思っております。ただ、設置されている場所ですとか対象となる利用者、利用状況を踏まえ、場合によっては更新の検討も必要であると思っております。また、この場所に限らず、ほかのところも更新については、構造物を建て替えるのか、または一般的に言われる仮設トイレのようなものにするのか、また新たに建設すべきなのかも含めて長寿命化計画とともに検討しながら状況に応じて進めてまいりたいとは考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 次にお聞きしたいのは、先ほどの仮設トイレの位置づけについてお伺いしたいと思います。現場を見に行きますと、工事現場にあるような細長いタイプのトイレがほとんどというようなことになっています。仮設トイレという名前のとおり、やはり一時的、暫定的に置いているというような扱いのものでありまして、恒久的なトイレとは全く別の、長寿命化とは全く別なものになると考えます。今後はどのようなときに、恒久的なトイレを設置するのか、また仮設トイレというのはどのようなケースに置いていくのかについての基準、考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 野田 勉君 仮設トイレをどのようなときに置くのかというご質問かと思いますが、まず過去の話をちょっと説明させていただきますけれども、仮設トイレの置いてある場所、主に過去に公園内でゲートボールですとかイベントですとか、そういうもので設置した当初よりも利用率が大きくて、地域住民の方々からトイレが切望されて、取りあえず仮設でそのときをしのげるようにということで置いた経過があるように思います。今後は、近年の公園の利用状況ですとか、ニーズですとか、地域の意見を聞きながら状況に応じて考えていきたい、設置、撤去についても置いていたものも含めて協議検討を進めてまいりたいとは考えております。

現在使用している普通の構造物のトイレもあるかと思いますけれども、それを建て替えるには多額の費用がかかります。長寿命化計画に基づきましていろいろ公園の検討を進めてまいりますけれども、その中で実際構造物を造るよりも、今は本当にきれいで清潔でいい、仮設といいながらも常設に近いようなトイレがございまして、そういうものも検討を含めながら、今のトイレを修繕するのか、改修するのか、または構造物にするのか、はたまた今申し上げました仮設トイレにするのか、それらも含めて検討してまいりたいと考

えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 1回目の答弁でも必要に応じて更新、建て替えを行っていくというような答弁をいただいています。さすがにそろそろ更新の時期に来ているんじゃないのかなと思います。ぜひ前向きに検討していただければと思います。

先ほど来市内には32か所に公園のトイレがあるという説明でしたけれども、今の答弁でもありましたように、これを一気に更新すると、建て替えするというようなことになりましたら多額の費用がかかるということになります。ただ、先ほどの野球場前のトイレみたいな多くの利用者が見込まれるようなところについては、やはり優先順位をつけて、先ほど言っていたいろいろな仮設のトイレだとか、そういうものもあると答弁をいただきましたので、大きくなくても安全で快適なトイレ、他の自治体でも取り組んでいる事例というのは数多くあると思います。ぜひとも緑化都市宣言にふさわしい公園であるための施設となるように要望、お願いをして、私の質問を終わります。

◎延会宣告

○議長 多比良和伸君 本日はこれで延会します。

延会 午後 2時21分